

C O U R S E
H A N D B O O K

2024

O S I P P

OSAKA SCHOOL OF
INTERNATIONAL PUBLIC POLICY

大阪大学大学院国際公共政策研究科

2024年度 国際公共政策研究科 授業年間スケジュール

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
令和6年 (2024年)		1	2	3	4	5	6
4月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
5月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
6月							⑦⑦
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	6月11日は月曜日の振替授業・試験実施日					
7月		⑪⑤	⑪⑤	⑫④	⑫④	⑫④	DC入試
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
		8月7日は月曜日の振替授業・試験実施日					
8月					T⑧(T)	T⑧(T)	⑮⑦
	4	5	T⑧(T)	T⑧(T)			T⑧(T)
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	MC入試	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

月/曜	日	月	火	水	木	金	土	
10月			①①	①①	①①	①①	①①	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
11月						まちなね祭準備	まちなね祭	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
		11月27日は月曜日の振替授業実施日						
12月		⑧⑧(T)	⑨①	進捗状況報告会		進捗状況報告会	⑧⑧(T)	
	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					
令和7年 (2025年)				元旦			⑪⑤	
1月	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		
		2月5日は月曜日の振替授業・試験実施日						
2月							入試	
	2	3	4	T⑧(T)	T⑧(T)	T⑧(T)	⑭⑥	
	9	10	11	T⑧(T)			⑮⑦	
	16	17	18	19	20	21	T⑧(T)	
	23	24	25	26	27	28		
3月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						

- 祝日
- 大学で定めた休業日及び入学試験等による臨時休業日（予定）
- OSIPP行事による休講日

○数字はセスター科目 ●数字はターム科目の授業回数を示す
Tはセスター科目、(T)はターム科目の定期試験期間を示す

2024年度 学年暦
(2024年4月1日～2025年3月31日)

国際公共政策研究科

学期	期 日	行 事		
春学期	4月	3日(水)	OSIPP入学オリエンテーション	
		10日(水)	春学期授業開始	
	5月	1日(水)	いちよう祭準備	
		2日(木)～3日(金)	いちよう祭	授業休講
		4日(土)	いちよう祭後片付け	
	6月	4日(火)～8日(土)・11日(火)		春学期科目試験実施期間
12日(水)		夏学期開始		
夏学期	7月	6日(土)	博士後期課程(秋期)及び博士後期課程(10月入学)入学試験	
		31日(水)		
	8月	1日(木)・2日(金)・6日(火)・7日(水)		春～夏/夏学期科目試験実施期間
		10日(土)	夏学期授業終了	
		13日(火)		
	9月	17日(火)	博士前期課程(秋期)入学試験	夏季休業
30日(月)				
秋学期	10月	1日(火)	秋学期開始	
			10月入学者オリエンテーション	
		15日(火) [予定]	博士・修士論文題目届提出期限(修了予定者のみ)	
	11月	1日(金)	ましかね祭準備	
		2日(土)～4日(月)	ましかね祭	授業休講
		5日(火)	ましかね祭後片付け	
	20日(水)・21日(木)・26日(火)・29日(金)		秋学期科目試験実施期間	
冬学期	12月	2日(月)・7日(土)		
		3日(火)	冬学期開始	
		4日(水)～6日(金) [予定]	博士・修士論文口頭報告審査会及び博士論文進捗状況報告会	授業休講 ※ただし、6日は授業を実施
		28日(土)		冬季休業
	1月	3日(金)		
		4日(土)	授業再開	
7日(火) [予定]		博士・修士論文提出期限(修了予定者のみ)		
17日(金)～19日(日) [予定]		共通テスト設営及び実施	授業休講	
28日(火)			通年/秋～冬/冬学期科目試験実施期間	
2月	5日(水)～7日(金)・12日(水)・22日(土)			
	1日(土)	博士前期課程(冬期)及び博士後期課程(冬期)入学試験		
	22日(土)	冬学期授業終了		
3月	下旬	学位記授与式		

目 次

1. 2024年度開講授業科目	1
2. 大阪大学学部学則	9
3. 大阪大学大学院学則	22
4. 大阪大学大学院国際公共政策研究科規程	38
5. 国際公共政策研究科規程の運用に関する申合せ	45
6. 履修上の注意事項	46
7. 指導教員及び副指導教員に関する申し合わせ	50
8. 大阪大学学位規程	51
9. 学位審査に関する申し合わせ	56
10. 修士学位論文の提出について	58
11. 博士学位論文の提出について	60
12. 単位修得満期退学者の学位申請手続	70
13. 学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム Double-Wing Academic Architecture について	71
14. 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて	73
15. コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目について	74
16. 学生の心得	75
17. 授業料（入学料）の免除等制度について	79
18. 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について<貸与・給付>	81
19. 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について	83
20. 学生教育研究災害傷害保険について	84
21. 海外留学（派遣）情報	87
22. 国際公共政策研究科教員名簿	88
23. 建物配置図	94

※実施形態は予定です。詳細は各科目のシラバス「履修条件」を参照してください。「対面+メディア」と記載の科目は、対面授業の回とオンライン授業の回があります。

2024年度開講授業科目(博士前期課程)																	
科目コード	授業科目名	(副題)	担当教員 (非常勤講師等)	科目区分				開講学期				曜日	時 限	単 位 数	英 語 開 講	実 施 形 態	備 考
				専門	国際性	教養		春	夏	秋	冬						
	基本科目																
	(法律・政治系)																
310878	国際公共政策のための法律学		大久保 邦彦	○				○	○			金	2	2		対面	EUJ
310006	国際関係論		片桐 梓	○	○			○	○			水	3	2	○	対面	EUJ
	(経済系)																
311642	Econometric Methods		松林 哲也	○	○			○				火 金	3 3	2	○	対面	EUJ
311559	ミクロ経済分析I		石瀬 寛和	○	○			○				月 水	2 3	2		ハイフ レックス	
311561	マクロ経済分析		生藤 昌子	○	○				○	○		水	1	2		対面	
	専門科目																
	(法律系)																
311745	国際法1		和仁 健太郎	○	○			○	○			火	1	2		対面	EUJ
311746	国際法2		高田 陽奈子	○	○					○	○	水	2	2		対面	EUJ
311747	国際法3		二杉 健斗	○	○			○	○			火	3	2		対面	EUJ
311713	国際法文献講読Ⅰa		高田 陽奈子	○	○			○	○			月	3	2		対面	隔年開講
311715	国際法文献講読Ⅱa		二杉 健斗	○	○					○	○	月	5	2		対面	隔年開講
311711	国際法判例研究a		和仁 健太郎	○	○			○	○			金	3	2		対面	隔年開講
311743	演習	(Advanced Introduction to International Human Rights Law)	高田 陽奈子	○				○	○			月	2	2	○	対面	
311744	演習	(Advanced Introduction to International Law)	高田 陽奈子	○						○	○	月	2	2	○	対面	
311470	特殊講義	(EU法)	西連寺 隆行	○	○			○	○			月	4	2		対面	EUJ
311472	特殊講義	(EU域内市場法)	西連寺 隆行	○	○					○	○	月	4	2		対面	EUJ
311099	特殊講義	(比較憲法論)	高井 裕之	○	○					○	○	金	3	2		対面	
311278	特殊講義	(法政策学)	福井 康太	○				○	○			月	3	2		対面	
311279	特殊講義	(法社会学)	福井 康太	○						○	○	月	3	2		対面	
311752	プロジェクト演習	(国際政治学)	高橋 慶吉	○	○			○	○			金	3	2		対面	
311753	プロジェクト演習	(日米関係論)	高橋 慶吉	○	○					○	○	水	3	2		対面	
	(政治系)																
310570	外交論		中嶋 啓雄	○	○					○	○	火	3	2		対面	
310013	国際連合システム論		蓮生 郁代	○	○			○	○			水	4	2		対面+ メディア	
311355	国際関係論の理論と方法		前川 和歌子	○	○					○	○	火	4	2	○	対面	

2024年度開講授業科目(博士前期課程)

科目コード	授業科目名	(副題)	担当教員 (非常勤講師等)	科目区分				開講学期				曜日	時限	単位数	英語開講	実施形態	備考
				専門	国際性	教養		春	夏	秋	冬						
311130	特殊講義	(歴史研究方法論1)	中嶋 啓雄 南 和志 古谷 大輔(文) 他	○				○	○			木	3	2		対面+メディア	
311131	特殊講義	(歴史研究方法論2)	中嶋 啓雄 南 和志 古谷 大輔(文) 他	○						○	○	木	3	2		対面+メディア	
311220	特殊講義	(ナショナリズム論)	河村 倫哉	○	○			○	○			水	2	2	○	対面	
311260	特殊講義	(Agenda-setting)	Hawkins, Virgil	○	○					○	○	水	2	2	○	対面	
311672	特殊講義	(ESGインテグレーションの理論と実践)	(星野 俊也)	○	○					○	○	木	5	2		ハイフレックス	
311732	特殊講義	(ESGが変える企業戦略)	赤井 伸郎 (星野 俊也)	○	○			○	○			金	4	2		ハイフレックス	
311221	演習	(多文化共生論)	河村 倫哉	○	○					○	○	水	4	2	○	対面	EUJ
311606	特殊講義	(International Relations of East Asia)	南 和志	○	○					○	○	火	2	2	○	対面	
311646	特殊講義	(History and Grand Strategy)	南 和志	○	○			○	○			火	3	2	○	対面	
	(経済系)																
311564	計量データ分析I		鎌田 拓馬	○	○			○	○			木	2	2		対面	EUJ
311643	Advanced Econometric Methods		川窪 悦章	○	○					○	○	水	4	2	○	対面	
311566	経済数学		山下 拓朗	○	○			○				月水	2 3	2		対面+メディア	
311560	ミクロ経済分析II		室岡 健志	○	○					○	○	水	2	2	○	対面	
311563	Macroeconomic Theory		瀧井 克也	○	○				○			月	4 5	2	○	対面+メディア	
310021	公共経済学		赤井 伸郎	○	○			○	○			月	4	2		対面	EUJ
310412	経済開発論		大槻 恒裕	○	○			○	○			火	3	2	○	対面	
310778	特殊講義	(開発と環境)	大槻 恒裕	○	○					○	○	月	2	2	○	対面	
310882	特殊講義	(労働経済学の実証分析)	小原 美紀	○	○			○	○			土	1	2	○	対面	EUJ
311567	国際経済学 I		石瀬 寛和	○	○			○	○			月	1	2	○	ハイフレックス	
311496	特殊講義	(Political Economics 1)	北村 周平	○	○					○	○	金	2	2	○	対面	
311693	特殊講義	(Behavioral Economic Theory I)	室岡 健志	○	○			○	○			木	2	2		メディア	隔年開講
311562	Microeconomic Theory		山下 拓朗	○	○					○		火	2 3	2	○	対面+メディア	
311565	計量データ分析II		北村 周平	○	○					○	○	金	3	2		対面	
311569	Data Management & Analysis		鎌田 拓馬	○	○					○	○	木	2	2	○	対面	
311573	特殊講義	(経済学の理論と実証II)	石瀬 寛和	○	○			○	○			水	4	2		対面	
311648	特殊講義	(Economics of Crime)	鎌田 拓馬	○	○			○	○			木	1	2	○	対面	
311627	特殊講義	(Poverty Measurement)	(高松 紳也)	○	○				○			集中	集中	2	○	メディア	集中講義
311697	特殊講義	(環境経済学)	生藤 昌子	○	○			○				月水	3 2	2	○	対面	
311724	特殊講義	(Topics in mechanism design)	山下 拓朗	○	○				○			月水	2 2	2	○	対面+メディア	

2024年度開講授業科目(博士前期課程)

科目コード	授業科目名	(副題)	担当教員 (非常勤講師等)	科目区分			開講学期				曜日	時限	単位数	英語開講	実施形態	備考
				専門	国際性	教養	春	夏	秋	冬						
311748	特殊講義	(Reading Applied Econometrics)	鎌田 拓馬	○	○		○	○			水	5	2		対面	
310985	プロジェクト演習	(政府組織と行財政改革)	赤井 伸郎	○			○	○	○	○	木	5	2		対面	隔週講義
310897	プロジェクト演習	(公共政策ワークショップ)	山下 拓朗他	○			○	○	○	○	木	3	2		対面+メディア	EUIJ 第1,4,5週
311687	特殊講義	(計量経済基礎)	谷崎 久志	○			○	○			水	1	2		対面	
311750	特殊講義	(ベイズ統計)	谷崎 久志	○					○	○	火	1	2		対面	
311699	プロジェクト演習	(Frontier of sustainability science)	上須 道徳	○	○		○	○			集中	集中	2	○	メディア	集中講義
311733	特殊講義	(Microeconomic analysis for economic development)	上須 道徳	○	○				○	○	水	2	2	○	対面	
共通科目																
311277	特殊講義	(国連政策エキスパート・キャリア形成論)	蓮生 郁代	○	○				○	○	水	3	2	○	対面+メディア	
311338	特殊講義	(Gateway to Europe: Contemporary Dutch Studies)	河村 倫哉 (Marek Neuman)	○	○				○	○	集中	集中	2	○	対面	EUIJ 集中講義
311392	特殊講義	(アイデンティティ・ポリティクスと国際政治)	(佐藤 治子)	○	○				○	○	木	3	2	○	対面	EUIJ
311484	特殊講義	(日本とアジアの国際政治)	(佐藤 治子)	○	○		○	○			木	3	2	○	対面	
311728	特殊講義	(国際問題)	(數中 三十二)	○	○		○	○			月	2 3	2	○	対面	月2回講義 隔週
311624	特殊講義	(Social Science Research Methods)	松林 哲也	○	○		○	○			金	2	2	○	対面	
311162	プロジェクト演習	(マスコミと国際公共政策)	Hawkins, Virgil			○			○	○	水	3	2		対面	
311444	特殊講義	(経営者と語るリーダーシップ)	(野村 美明) (佐藤 建) (南部 靖之) (西嶋 聡) (田中 俊一朗)	○					○	○	木	4	2		対面	
310983	プロジェクト演習	(ネゴシエーションⅠ)	小野木 尚 (大澤 恒夫) (山口 聡子) (西嶋 聡) (ジョン リベイロ)	○			○	○			集中	集中	2		対面	
310984	プロジェクト演習	(ネゴシエーションⅡ)	Hawkins, Virgil 久保 大作 (大澤 恒夫) (山口 聡子) (西嶋 聡) (ジョン リベイロ)	○					○	○	集中	集中	2		対面	
310119	プロジェクト演習	(リーダーシップを考える)	(木原 康輔) (粉谷 麻衣) (木川田 一榮)	○			○	○			水	6	2		対面	EUIJ
311127	プロジェクト演習	(実践グローバル・リーダーシップ)	(野村 美明) (神余 隆博) (南部 靖之) (西嶋 聡) (南部 真希也) (粉谷 麻衣) (抱 厚志) (文 美月) (清瀬 緑)	○	○		○	○			金	5	2		対面	EUIJ
311075	プロジェクト演習	(リーダーシップデザイン)	(木川田 一榮)	○	○				○	○	水	6	2		対面	EUIJ

2024年度開講授業科目(博士前期課程)

科目コード	授業科目名	(副題)	担当教員 (非常勤講師等)	科目区分			開講学期				曜日	時限	単位数	英語開講	実施形態	備考
				専門	国際性	教養	春	夏	秋	冬						
311626	プロジェクト演習	(インターン・キャリア指導)	赤井 伸郎 (小川 顕正)	○			○	○	○	○	木	1	2		メディア	隔週講義 第2,4週
311428	プロジェクト演習	(グローバル・ガバナンス 論Ⅰ)	(佐藤 治子)	○	○		○	○			木	5	2	○	対面	
311429	プロジェクト演習	(グローバル・ガバナンス 論Ⅱ)	(佐藤 治子)	○	○				○	○	木	5	2	○	対面	EUJ
311348	特別講義	(現代日本の社会と国際関係)	河村 倫哉	○	○					○	集中	集中	1	○	対面	集中講義
311755	特殊講義	(国際報道論)	(木下 聡)			○			○	○	金	3	2		対面	
311741	特殊講義	(ESG-Integration: Theory and Practice)	(佐藤 治子) (須貝フィリップ) (中嶋 千鶴)	○	○		○	○			月	5	2	○	メディア	
	研究演習Ⅰ		各指導教員	○			○	○					2			
	研究演習Ⅱ		各指導教員	○					○	○			2			

※実施形態は予定です。詳細は各科目のシラバス「履修条件」を参照してください。「対面+メディア」と記載の科目は、対面授業の回とオンライン授業の回があります。

2024年度開講授業科目(博士後期課程)													
科目コード	授業科目名	(副 題)	担当教員 (非常勤講師等)	開講学期				曜日	時 限	単 位 数	英 語 開 講	実 施 形 態	備 考
				春	夏	秋	冬						
法律系科目													
311184	特殊研究	(国際公共政策のための法律学)	大久保 邦彦	○	○			金	2	2		対面	EUIJ
311717	特殊研究	国際法文献講読Ia	高田 陽奈子	○	○			月	3	2		対面	隔年開講
311719	特殊研究	国際法文献講読IIa	二杉 健斗			○	○	月	5	2		対面	隔年開講
311730	特殊研究	(国際法判例研究a)	和仁 健太郎	○	○			金	3	2		対面	隔年開講
311471	特殊研究	(EU法)	西連寺 隆行	○	○			月	4	2		対面	EUIJ
311473	特殊研究	(EU域内市場法)	西連寺 隆行			○	○	月	4	2		対面	EUIJ
311114	特殊研究	(比較憲法論)	高井 裕之			○	○	金	3	2		対面	
311411	特殊研究	(法政策学)	福井 康太	○	○			月	3	2		対面	
311281	特殊研究	(法社会学)	福井 康太			○	○	月	3	2		対面	
311754	プロジェクト演習	(日米関係論)	高橋 慶吉			○	○	水	3	2		対面	
政治系科目													
310629	特殊研究	(国際連合システム論)	蓮生 郁代	○	○			水	4	2		対面+メディア	
310630	特殊研究	(外交論)	中嶋 啓雄			○	○	火	3	2		対面	
311229	特殊研究	(ナショナリズム論)	河村 倫哉	○	○			水	2	2	○	対面	
311230	特殊研究	(多文化共生論)	河村 倫哉			○	○	水	4	2	○	対面	EUIJ
311273	特殊研究	(Agenda-setting)	Hawkins, Virgil			○	○	水	2	2	○	対面	
311357	特殊研究	(国際関係論の理論と方法)	前川 和歌子			○	○	火	4	2	○	対面	
311607	特殊研究	(International Relations of East Asia)	南 和志			○	○	火	2	2	○	対面	
311647	特殊研究	(History and Grand Strategy)	南 和志	○	○			火	3	2	○	対面	
経済系科目													
311579	特殊研究	(マクロ経済分析)	生藤 昌子			○	○	水	1	2		対面	
311581	特殊研究	(Macroeconomic Theory)	瀧井 克也		○			月	4 5	2	○	対面+メディア	
311645	特殊研究	(Advanced Econometric Methods)	川窪 悦章			○	○	水	4	2	○	対面	
310779	特殊研究	(開発と環境)	大槻 恒裕			○	○	月	2	2	○	対面	

2024年度開講授業科目(博士後期課程)

科目コード	授業科目名	(副題)	担当教員 (非常勤講師等)	開講学期				曜日	時 限	単 位 数	英 語 開 講	実 施 形 態	備 考
				春	夏	秋	冬						
311644	特殊研究	(Econometric Methods)	松林 哲也		○			火 金	3 3	2	○	対面	EUIJ
310908	特殊研究	(労働経済学の実証分析)	小原 美紀	○	○			土	1	2	○	対面	EUIJ
311582	特殊研究	(経済数学)	山下 拓朗	○				月 水	2 3	2		対面+ メディア	
311577	特殊研究	(ミクロ経済分析I)	石瀬 寛和		○			月 水	2 3	2		ハイフ レックス	
311578	特殊研究	(ミクロ経済分析II)	室岡 健志			○	○	水	2	2	○	対面	
310999	特殊研究	(公共経済学)	赤井 伸郎	○	○			月	4	2		対面	EUIJ
311694	特殊研究	(Behavioral Economic Theory I)	室岡 健志	○	○			木	2	2		メディア	隔年開講
311588	特殊研究	(経済学の理論と実証II)	石瀬 寛和	○	○			水	4	2		対面	
311580	特殊研究	(Microeconomic Theory)	山下 拓朗				○	火	2 3	2	○	対面+ メディア	
311628	特殊研究	(Poverty Measurement)	(高松 紳也)		○			集 中	集 中	2	○	メディア	集中講義
311698	特殊研究	(環境経済学)	生藤 昌子	○				月 水	3 2	2	○	対面	
311725	特殊研究	(Topics in mechanism design)	山下 拓朗		○			月 水	2 2	2	○	対面+ メディア	
311749	特殊研究	(Reading Applied Econometrics)	鎌田 拓馬	○	○			水	5	2		対面	
310920	プロジェクト演習	(公共政策ワークショップI)	山下 拓朗他	○	○	○	○	木	3	2		対面+ メディア	EUIJ 第1,4,5週
310921	プロジェクト演習	(公共政策ワークショップII)	山下 拓朗他	○	○	○	○	木	3	2		対面+ メディア	EUIJ 第1,4,5週
311001	プロジェクト演習	(政府組織と行財政改革)	赤井 伸郎	○	○	○	○	木	5	2		対面	隔週講義
311688	特殊研究	(計量経済基礎)	谷崎 久志	○	○			水	1	2		対面	
311751	特殊研究	(ベイズ統計)	谷崎 久志			○	○	火	1	2	○	対面	
311700	プロジェクト演習	(Frontier of sustainability science)	上須 道德	○	○			集 中	集 中	2	○	メディア	集中講義
311734	特殊研究	(Microeconomic analysis for economic development)	上須 道德			○	○	水	2	2	○	対面	
	共通科目												
311375	特殊研究	(国連政策エキスパート・キャリア形成論)	蓮生 郁代			○	○	水	3	2	○	対面+ メディア	EUIJ
311413	特殊研究	(アイデンティティ・ポリティクスと国際政治)	(佐藤 治子)			○	○	木	3	2	○	対面	EUIJ
311485	特殊研究	(日本とアジアの国際政治)	(佐藤 治子)	○	○			木	3	2	○	対面	
311625	特殊研究	(Social Science Research Methods)	松林 哲也	○	○			金	2	2	○	対面	

2024年度開講授業科目(博士後期課程)

科目コード	授業科目名	(副 題)	担当教員 (非常勤講師等)	開講学期				曜日	時 限	単 位 数	英 語 開 講	実 施 形 態	備 考
				春	夏	秋	冬						
311589	プロジェクト演習	(グローバル・ガバナンス 論 I)	(佐藤 治子)	○	○			木	5	2	○	対面	
311590	プロジェクト演習	(グローバル・ガバナンス 論 II)	(佐藤 治子)			○	○	木	5	2	○	対面	
311742	特殊研究	(ESG-Integration: Theory and Practice)	(佐藤 治子) (須貝フィリップ) (中嶋 千鶴)	○	○			月	5	2	○	メディア	

2. 大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。

3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。

5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。

2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長(学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、こ

れを欠くことができる。

- 2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

- 2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S(90点以上)

A(80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科（文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあつては、同一学科の他の専攻分野）に入学を志願する者

(2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者

- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者
- 2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学の学部に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することができる。
- 3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することができる。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入學を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することができる。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入學を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することができる。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入學を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することができる。

第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本學に転學を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転學を許可することができる。

- 2 前項の規定により、転學を願い出た者は、その際現に在學する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入學を許可された者であつて、既に1年以上本學の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1年以上本學において修業したものとみなすことができる。

- 2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

(1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(転部等)

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めるときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その

許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学

保健学科／看護学／保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学

工学部 工学

基礎工学部 工学

3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

4 学士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(除籍)

第30条 削除

第31条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第32条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍す

ることができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第33条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放學とする。

3 停学の期間は、第9条に規定する在学年限に算入し、第8条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第3章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第34条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあっては、学部長又は当該プログラムの受入部局長。第37条、第38条の2及び第40条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第34条の2 授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第35条 授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第36条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 在学期間は原則として1年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第38条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあつては、大阪大学全学交換留学プログラムに関する規程）で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することができる。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学(編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。)を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
- (2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

4 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願出するものとする。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項(ただし書を除く。)に準じて納付しなければならない。

4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合

は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。）であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 第49条第1項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

2 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。

5 第49条第1項若しくは第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

（授業料等の不徴収等）

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

（1） 国立の大学又は専門職大学の学生

（2） 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校

3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との

間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（納付済の検定料、入学料及び授業料）

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

（1）出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）

（2）出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額

3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

（学寮等）

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、公布の日から施行する。

（以下省略）

（2024年3月現在）

3. 大阪大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨及び目的等)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(課程及び標準修業年限)

第2条 本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、医学系研究科においては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

5 前項の前期課程は、標準修業年限を2年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。

6 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

7 第10条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
人間科学研究科	人間科学	博士課程
法学研究科	法学・政治学	博士課程
経済学研究科	経済学、経営学系	博士課程
理学研究科	数学、物理学、化学、生物科学、高分子科学、宇宙地球科学	博士課程
医学系研究科	医学、保健学	博士課程
	医科学	修士課程
歯学研究科	口腔科学	博士課程
薬学研究科	創成薬学、医療薬学	博士課程
工学研究科	生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテリアル	博士課程

	アル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング	
基礎工学研究科	物質創成、機能創成、システム創成	博士課程
国際公共政策研究科	国際公共政策、比較公共政策	博士課程
情報科学研究科	情報基礎数学、情報数理学、コンピュータサイエンス、情報システム工学、情報ネットワーク学、マルチメディア工学、バイオ情報工学	博士課程
生命機能研究科	生命機能	博士課程
高等司法研究科	法務	法科大学院の課程
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科	小児発達学	博士課程

2 前項の高等司法研究科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に定める専門職大学院とする。

（課程の目的）

第4条 修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第5条 後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条の2 法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第5条の3 本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体系的に編成するものとする。

第5条の4 本学大学院（専門職大学院を除く。以下次項、第5条の6第1項、第9条の2、第9条の4第1項及び第12条において同じ。）においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第5条の5 専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携

しつつ、開設するものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(博士課程教育リーディングプログラム等)

第5条の6 各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次のプログラムを開設する。

博士課程教育リーディングプログラム
卓越大学院プログラム
理工情報系オーナー大学院プログラム
人文社会科学系オーナー大学院プログラム

- 2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院副専攻プログラム等)

第5条の7 第5条の3から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラムを開設する。

大学院副専攻プログラム
大学院等高度副プログラム

- 2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(学修証明書等)

第5条の8 第5条の3から第5条の6までに規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
- 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法等)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあつては、研究指導を除くものとする。

- 2 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。
- 3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第10条の2の2及び第10条の2の3の規定を準用する。
- 4 第2項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目（以下「大学院横断教育科目」という。）
博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目（以下「リーディングプログラム科目」という。）
国際交流科目

- 5 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第7条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長（研究科長から委任を

受けた者を含む。以下同じ。)が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第4項の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第8条 本学大学院においては、研究科長が当該研究科教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第10条の3第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(特別の課程における学修)

第8条の2 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。当該条及び次条において同じ。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第3項により修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の3 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第24条の2第1項に規定する入学又は第32条第2項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を限度として、第15条に規定する単位に充当することができるものとし、第8条第3項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

第8条の4 専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修、特別の課程における学修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

第9条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導(第45条で規定する国際連携専攻の学生が第46条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。)を受けることができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあっては、1年を超えることはできない。

(成績評価基準等の明示等)

第9条の2 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに

1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条の3 専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第9条の4 本学大学院においては、教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 専門職大学院においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる課程の履修)

第10条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第2条第2項、第3項及び第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の2 本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

第11条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

- 2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(学位論文の提出等)

第12条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第15条第1項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第2項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。

第13条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

- 2 医学・歯学・薬学の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究

指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 生命機能研究科の博士課程に5年以上（第24条の2の規定により入学を許可された者にあつては3年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

4 研究科長は、前3項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。

（学位論文の審査等）

第14条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。

2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。

3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 第1項及び前項の規定は、次条第2項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

（修了要件）

第15条 修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 前項の規定は、第2条第3項に規定する標準修業年限を5年とする博士課程における一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。

4 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に5年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

5 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の

審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 6 医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に4年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は施行規則第156条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 9 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、98単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

- 第15条の2** 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であつて、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（後期課程を除く。）若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 2 前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第4項及び第5項に規定する博士課程における在学期間（同条第4項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。）及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

（学位の授与）

- 第16条** 第15条第1項から第7項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。
- 2 第15条第9項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、法務

博士の学位を授与する。

- 3 第1項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第15条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士の学位を授与することができる。

第17条 前条第1項及び第3項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士
人文学研究科	文学	文学
	言語文化学	言語文化学
	日本語・日本文化	日本語・日本文化
人間科学研究科	人間科学	人間科学
法学研究科	法学	法学
経済学研究科	経済学	経済学
	応用経済学	応用経済学
	経営学	経営学
	理学研究科	理学
医学系研究科	医科学	医学
	公衆衛生学	
	保健学	保健学
	看護学	看護学
歯学研究科		歯学
薬学研究科	薬科学	薬科学
		薬学
工学研究科	工学	工学
基礎工学研究科	工学	工学
		理学
国際公共政策研究科	国際公共政策	国際公共政策
情報科学研究科	情報科学	情報科学
	理学	理学
	工学	工学
生命機能研究科	生命機能学	生命機能学
	理学	理学
	工学	工学
大阪大学・金沢大学 ・浜松医科大学・千 葉大学・福井大学連 合小児発達学研究科	小児発達学	小児発達学

- 2 前条第2項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第18条 前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位規程の定めるところによる。

第19条 削除

第4章 入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更

(入学資格等)

第20条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。）
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (12) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第21条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第22条 修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学志願者に対しては、入学受入れの方針に基づき学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 法科大学院の課程の入学志願者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより入学受入れの方針に基づき選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第23条 後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第24条 後期課程の入学志願者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者については、当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者については、各研究科において定めるところにより、入学受入れの方針に基づきそれぞれ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第24条の2 生命機能研究科の博士課程第3年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。

第25条 医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程（以下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (10) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第26条 医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第27条 第21条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第3年次の入学志願者に準用する。

（在学年限）

第28条 修士課程及び前期課程には4年、後期課程には5年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には6年、生命機能研究科の博士課程には7年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延長することができる。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

（入学の時期等）

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科長が特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

2 入学の手続、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則の規

定を準用する。

3 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。

(1) 第38条第1項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第38条の2の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(休学)

第30条 休学期間は、修士課程及び前期課程においては2年、後期課程及び法科大学院の課程においては3年、医学・歯学・薬学の博士課程においては4年、生命機能研究科の博士課程においては5年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。

2 前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第2条第2項、第3項、第5項及び第6項に規定する修業年限に算入するものとする。

(転科等)

第32条 転科又は専攻の変更を志願するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。

2 再入学を志願するとき並びに他の大学院及び国際連合大学から転学を志願するときは、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。

3 前2項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第5章 除籍、復籍及び懲戒

(除籍等)

第33条 除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学を志願する者については、検定料を徴収しない。

2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(入学料の納付)

第35条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学する者については、入学料を徴収しない。

2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(授業料の納付)

第36条 大学院学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

2 授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第37条 第34条の検定料、第35条の入学料及び第36条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

(検定料の免除)

第37条の2 検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

(入学料の免除等)

第38条 本学大学院に入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。）であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 第29条第3項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。

第38条の2 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(授業料の免除等)

第39条 授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第39条の2 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第22条第2項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第2条第5項において定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。

3 第36条第2項の規定により、学部学則第46条第2項の規定を準用して前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 収容定員

(収容定員)

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第8章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別研究学生等)

第41条 本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生の制度を置く。

- 2 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所（各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設、免疫学フロンティア研究センター、量子情報・量子生命研究センター、ヒューマン・メタバース疾患研究拠点及び感染症総合教育研究拠点をいう。）において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として入学を許可することができる。
- 3 特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- 5 特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。
- 6 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。
- 7 外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を外国人留学生という。
- 8 第3項本文、第6項及び第7項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第9章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第41条の2 本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第42条 学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第11章 教員組織

(教員組織)

第43条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

- 2 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の教育研

究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第12章 研究科委員会等

(研究科委員会等)

第44条 研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究科に研究科委員会等を置くことができる。

2 研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第13章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第45条 研究科(高等司法研究科を除く。以下同じ。)は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、外国の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設けることができる。

(国際連携教育課程の編成)

第46条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。

(共同開設科目)

第47条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位数が、第49条第1項及び第2項の規定により当該研究科及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第48条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第49条 国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第15条第1項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第4項及び第5項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第6項に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第8条若しくは第8条の2又は第48条第1項の規定により充当することができ、又は修得したものとして認定することが

でき、若しくは修得したものとしてみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第8条の2の規定により修得したものとして認定することができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第50条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第34条本文、第35条本文及び第36条第1項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

(その他)

第51条 本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育組織の編成に関する事項
- (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (7) その他国際連携専攻に関する事項

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
(以下省略)

(2024年3月現在)

4. 大阪大学大学院国際公共政策研究科規程

(趣旨及び目的)

- 第1条** この規程は、大阪大学大学院学則に基づき、大阪大学大学院国際公共政策研究科(以下「本研究科」という。)における必要な事項を定めるものとする。
- 2 本研究科は、国内外の公共政策諸課題に対して法学、政治学及び経済学の基礎の上に立つ学際的視点から教育研究を行い、高いコミュニケーション能力と優れたリーダーシップをもつ研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

(課程及び専攻)

- 第2条** 本研究科の課程は、博士課程とする。
- 2 博士課程は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。
- 3 本研究科に、次の専攻を置く。
- 国際公共政策専攻
 - 比較公共政策専攻

(入学)

- 第3条** 本研究科に入学を志願する者については、教授会の議を経て選考するものとする。

(教育方法等)

- 第4条** 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。
- 2 授業科目の名称及び単位数は、前期課程については別表第1、後期課程については別表第2のとおりとする。
- 3 授業科目の配当及び授業時間割は、教授会の議を経て、研究科長が年度ごとに定める。

(単位の計算方法)

- 第5条** 授業科目(講義及び演習)の単位の計算方法は、15時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

- 第6条** 学生には、研究分野に応じて、指導教員を定める。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、副指導教員を定める。
- 3 指導教員及び副指導教員は、教授とする。ただし、教授会の議を経て、研究科長が必要と認めるときは、准教授又は講師をもって代えることができる。
- 4 指導教員及び副指導教員は、授業科目の選択及び学位論文の作成等について助言及び指導する。

(前期課程の履修方法)

- 第7条** 前期課程の学生は、別表第1の授業科目の中から同表に定める履修方法により合計30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。
- 2 前期課程の学生は、指導教員が必要と認め、かつ、教授会の議を経て、研究科

長の承認を得たときは、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度に、第1項に規定する単位に充当することができる。

4 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目（グローバルイニシアティブ科目群に限る。）の履修については、前2項の規定を準用する。

（後期課程の履修方法）

第8条 後期課程の学生は、別表第2の授業科目の中から同表に定める履修方法により合計8単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 後期課程の学生は、指導教員が必要と認め、かつ、教授会の議を経て、研究科長の承認を得た場合に限り、他の研究科の授業科目を履修することができる。

3 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目（グローバルイニシアティブ科目群に限る。）の履修については、前項の規定を準用する。

（長期にわたる課程の履修）

第8条の2 研究科長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された学生に関し必要な事項は、別に定める。

（履修授業科目の届出）

第9条 学生は、毎年指定する期日までに、指導教員の指示を受けて、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

（履修授業科目の試験）

第10条 履修した授業科目の試験は、各授業科目担当の教員により、筆記若しくは口頭試験又は研究報告により行う。

2 前項に規定する試験は、学期末、学年末その他授業科目担当教員の都合等により適当な時期に行う。

（単位の授与）

第11条 前条の規定による試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

（学位論文の提出）

第12条 修士論文を提出しようとする学生は、前期課程に1年以上在学し、第7条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、在学期間1年をもって第7条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

2 博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に2年以上在学し、第8条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、修士課程又は前期課程における在学期間（2年を限度とする。）と後期課程における在学期間を合計して3年以上で、かつ、後期課程の在

学期間が2年以内となる在学期間をもって第8条第1項に規定する単位を修得し得る者及び入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、1年以上2年以内となる当該課程の在学期間をもって第8条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

3 学位論文の題目は、指導教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに届け出なければならない。

4 学位論文は、あらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第13条 学位論文の審査及び最終試験は、教授会の議を経て、研究科長が委嘱する本研究科の教授2名を含む3名以上の委員をもって構成する審査委員会が行う。

ただし、修士論文の審査及び最終試験にあつては、本研究科の教授1名及び准教授1名を含む3名以上の委員をもって構成する審査委員会が行うことができる。

2 学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、研究科長が認めた場合、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

3 最終試験の実施に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、研究科長が当該審査委員会委員以外の教授又は准教授を審査委員会委員として委嘱することができる。

4 前期課程の最終試験は、第7条第1項に規定する単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文を提出した者について行う。

5 後期課程の最終試験は、第8条第1項に規定する単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文を提出した者について行う。

6 最終試験は、審査した学位論文及び関連のある授業科目について、口頭試験により行う。

7 学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会において審議し、議決する。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修等)

第14条 教授会の議を経て、研究科長が必要と認めて許可したときは、学生に他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を第4条に規定する授業科目として履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修により修得した単位については、研究科長は、審査の上、10単位を限度に、第7条第1項及び第8条第1項に規定する授業科目の単位として認定することができる。

第15条 教授会の議を経て、研究科長が必要と認めて許可したときは、学生に他の大学院等又は外国の大学院等で研究指導を受けさせることができる。

2 前項に規定する研究指導を受ける期間は、1年とする。ただし、教授会の議を経て、研究科長が必要と認めるときは、前期課程の学生が研究指導を受ける場合を除き、1年ごとに期間を延長することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の2 教授会の議を経て、研究科長が必要と認めて許可したときは、学生が本研究科入学前に大学院又は外国の大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和38年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科において修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により修得したものと認定することができる単位は、第14条第2項の規定により認定する単位とは別に、10単位を超えない範囲で、第7条第1項及び第8条第1項に規定する授業科目の単位とすることができる

(特別研究学生)

第16条 他の大学院に在学する学生で、本研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、研究科長は、選考の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要と認めるときは、在学期間を延長することができる。

3 前項ただし書の規定により在学期間の延長を希望する者は、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(特別聴講学生及び科目等履修生)

第17条 他の大学院又は外国の大学院に在学する学生で、本研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科長は、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 本研究科の授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、研究科長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

3 特別聴講学生及び科目等履修生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。

4 特別聴講学生及び科目等履修生の履修した授業科目の試験及び単位の授与については、第10条及び第11条の規定を準用する。

(研究生)

第18条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 教授会の議を経て、研究科長が前号と同等以上の学力があると認めた者

2 研究生の在学期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、在学期間を延長することができる。

3 前項ただし書の規定により在学期間の延長を希望する者は、年度ごとに研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

4 研究生の指導教員は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

5 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある本研究科の授業を聴講することができる。

6 研究生は、在学期間の終わりに、その攻究成績を、指導教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

7 前項に規定する攻究成績の優秀な者については、教授会の議を経て、研究科長が証明書を交付することができる。

(特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生及び研究生の退学及び除籍)

第19条 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生及び研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出なければならない。

2 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生及び研究生として不適当と認められる者については、研究科長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

(規格外事項の処理)

第20条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(以下省略)

別表第1 (前期課程授業科目表)

授 業 科 目 名	単 位 数
国際公共政策のための法律学	2
国際関係論の理論と方法	2
計量データ分析 I	2
計量データ分析 II	2
Econometric Methods	2
Advanced Econometric Methods	2
Data Management & Analysis	2
経済数学	2
国際関係論	2
国際法 1	2
国際法 2	2
国際法 3	2
国際法判例研究 a	2
国際法判例研究 b	2
国際法文献講読 I a	2
国際法文献講読 I b	2

授 業 科 目 名	単 位 数
国際法文献講読Ⅱ a	2
国際法文献講読Ⅱ b	2
ミクロ経済分析Ⅰ	2
ミクロ経済分析Ⅱ	2
マクロ経済分析	2
Macroeconomic Theory	2
Microeconomic Theory	2
公共経済学	2
国際経済学Ⅰ	2
国際経済学Ⅱ	2
外交論	2
国際連合システム論	2
国際安全保障論	2
国際人権法	2
国際取引法Ⅰ	2
国際取引法Ⅱ	2
国際私法	2
非営利組織論	2
現代私法論	2
現代財政システム論	2
比較政治システム論	2
経済開発論	2
特殊講義（注1）	2
特別講義（注1）	1
演習（注1）	2
研究演習Ⅰ	2
研究演習Ⅱ	2
プロジェクト演習（注1）	2又は4

履修方法

区分	修得単位数等
専門教育科目	別表第1の授業科目のうちから、26単位以上修得すること。
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、2単位以上修得すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目 ・他研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 ・国際交流科目（グローバルイニシアティブ科目群に限る。）で本研究科が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、2単位以上修得すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・本研究科が高度教養教育科目として開設する科目 ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目
合計	上記の要件をすべて満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

(注1) 「特殊講義」、「特別講義」、「演習」及び「プロジェクト演習」は、各年度において副題を付して開講し、副題を異にする場合は、それぞれについて所定の単位を付与する。

(注2) 各授業科目が「専門教育科目」、「高度国際性涵養教育科目」及び「高度教養教育科目」のいずれの区分に該当するかについては、別に定める。

別表第2 （後期課程授業科目表）

授 業 科 目 名	単 位 数
特殊研究(注)	2
特別研究(注)	1
プロジェクト演習(注)	2又は4

(注) 「特殊研究」、「特別研究」及び「プロジェクト演習」は、各年度において副題を付して開講し、副題を異にする場合は、それぞれについて所定の単位を付与する。

※履修方法

後期課程の学生は、別表第2の授業科目の中から、合計8単位以上を修得しなければならない。

5. 国際公共政策研究科規程の運用に関する申合せ

国際公共政策研究科規程の運用に関して、次のとおり申し合わせる。

前期課程

選択科目の範囲

国際公共政策研究科規程（以下、同規程という。）第 7 条第 2 項に規定する他の研究科の授業科目又は学部の授業科目は、法学研究科、経済研究科、他研究科の授業科目及び法学部、経済学部の授業科目とし、同規程第 14 条により修得した単位並びに本研究科以外で開講される「高度国際性涵養教育科目」及び「高度教養教育科目」と合わせて 14 単位を限度に同規程第 7 条第 1 項に規定する授業科目の単位として認定することができる。

後期課程

- 1 国際公共政策研究科規程（以下、同規程という。）第 8 条第 2 項に規定する他の研究科の授業科目には、本研究科博士前期課程の科目並びに法学研究科、経済学研究科及び他研究科の博士後期課程の授業科目を含めるものとし、同規程第 14 条により修得した単位と合わせて 4 単位を限度に同規程第 8 条 1 項に規定する授業科目として認定することができる。
- 2 修士の学位を有する者と同等以上の認定を受け後期課程に入学した者は、前期課程修了要件の 30 単位は既に修得したものとし、後期課程修了要件の 8 単位を修得すれば足りるものとする。

附 則〔略〕

6. 履修上の注意事項

【履修登録にあたっての注意事項】

- ・年間で、32単位まで履修登録することができます。
- ・過度な負担なく効果的に学習するための春～夏学期、秋～冬学期それぞれの履修登録単位の目安としては、16単位以内です。
- ・「集中講義」についても上記の履修登録単位数の上限（年間で32単位）に含まれます。
- ・履修登録期間に履修登録を行ってください。国際公共政策研究科以外で開講される科目の履修登録期間は、全学的に統一された期間となっており、当研究科の履修登録期間と異なりますのでご注意ください。また、履修登録の変更・取消を希望する場合は、履修登録変更期間・取消期間に変更・取消をしてください。期間外の変更・取消はできません。なお、開講学期により変更・取消期間が異なるので注意してください。

春学期：春～夏学期開講のターム科目、セメスター科目、通年科目の登録・取消

夏学期：夏学期開講のターム科目の変更・取消

秋学期：秋～冬学期開講のターム科目、セメスター科目の登録・取消

冬学期：冬学期開講のターム科目の変更・取消

科目区分	春学期		夏学期				秋学期			冬学期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ターム科目	■		■	■			■		■			
セメスター科目	■						■					
通年科目	■											

■ 履修登録期間 ■ 履修取消期間 ■ 履修変更期間

- ・各学期の始期及び終期、履修登録、取消期間の詳細については、本研究科ホームページを参照してください。
- ・履修科目がない場合でも、4月と10月に研究題目を報告する必要があります。

【（補足）修了要件外科目の履修登録について】

教職科目や語学科目等の「修了要件として認められない科目」についても、「年間で32単位」以内であれば、履修登録することは可能です。ただし、他研究科等で開講される科目については、履修制限が課されている場合があります。詳細については、授業開講部局に確認してください。

※成績の表記

成績は、「S（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）又はF（60点未満）」で表記します。

一 博士前期課程 一

【修了するための要件】

本研究科を修了するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 専門教育科目26単位以上、高度国際性涵養教育科目2単位以上、高度教養教育科目2単位以上、合計30単位以上の単位を修得する。
 - ② 修士論文審査に合格する。
 - ③ 24ヶ月以上在学する。
- ※③については、在学24ヶ月未満の早期修了制度もあります。

【修了するために必要な30単位について】

修了するために必要な30単位(以下 修了要件単位)は、以下のうちのいずれかの科目である必要があります。

① 国際公共政策研究科博士前期課程科目

全ての科目が修了要件科目となります。大阪大学大学院国際公共政策研究科科目等履修生(博士前期課程早期修了プログラムを含む)として取得した科目で入学前の既修得単位として単位認定された科目も該当します。

② 大阪大学の他研究科等が提供する科目で、本研究科が高度国際性涵養教育科目または高度教養教育科目として認定した科目

全ての科目が高度国際性涵養教育科目または高度教養教育科目としての修了要件科目となります。ただし、専門教育科目として履修することを希望する場合は、修了要件科目として認定されるか否か教授会で審査されます。なお、原則として語学に関する科目については、専門教育科目として認定されません。

③ ②を除く大阪大学内の他研究科の科目、大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目(グローバルイニシアティブ科目群に限る。)

修了要件科目に認定されるか否かは、教授会で審査されます。認定される場合の科目区分は専門教育科目となります。なお、原則として語学に関する科目については、修了要件科目として認定されません。

④ 大阪大学経済学部または法学部の科目

修了要件科目に認定されるか否かは、教授会で審査されます。認定される場合の科目区分は専門教育科目となります。なお、法学部及び経済学部以外の学部科目は、修了要件科目とはなりません。また、本研究科では、法学、政治学又は経済学の基礎を学ぶことを目的とする科目を提供していますが、これと同様の目的又は内容を持つ科目については、修了要件科目として認定されません。

⑤ 神戸大学大学院国際協力研究科・経済学研究科・経営学研究科、京都大学大学院人間・環境学研究科、EUIJ 関西(神戸大学、関西学院大学)のプログラム対象科目、交換留学による海外の大学院の科目

修了要件科目に認定されるか否かは、教授会で審査されます。認定される場合の科目区分は、専門教育科目または高度教養教育科目のいずれかの適切な区分となります。

※③・④はあわせて10単位(ただし④は6単位まで)、⑤は10単位を上限とします。

①以外はあわせて14単位を上限とします。

※②のただし書き及び③～⑤の本研究科以外の科目が、修了要件科目として認定されるか否かは、履修登録期間中に別途申請することで教授会で審査されます。よって、上記の科目は、履修登録し単位を修得しても修了要件単位として認定されない場合があります。

履修登録にあたっては、必ず事前に指導教員と相談し、認定を希望する場合は履修登録期間中に所定用紙で申請してください。いずれも履修登録期間後の申請は認められません。

【研究演習について】

修士論文執筆のための研究指導を単位化したい場合は、「研究演習Ⅰ」「研究演習Ⅱ」という科目を履修登録する必要があります。

※「研究演習」を履修登録できるのは、博士前期課程2年次のみです(1年次は履修登録できません。ただし、ダブル・ディグリー制度を利用する者を除きます。)

※自分の指導教員の「研究演習」を履修登録してください。

※春～夏学期は「研究演習Ⅰ」、秋～冬学期は「研究演習Ⅱ」です。

※「研究演習」は必修科目ではありませんので、必ずしも単位を修得する必要はありません。

一 博士後期課程一

【修了するための要件】

本研究科を修了するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 8 単位以上の単位を修得する。
- ② 博士論文審査に合格する。
- ③ 36 ヶ月以上在学する。

※③については在学36ヶ月未満の早期修了制度もあります。

なお、①と③を満たせば単位修得退学をすることができます。

単位修得退学後の学位申請については後述の「単位修得満期退学者の学位申請手続」参照

※ 本研究科前期課程の授業科目又は研究科規程第8条第2項により履修した他研究科の授業科目の単位は、4単位を限度に①の単位に充当することができます。ただし、修了要件科目として認定されるか否かについては、履修登録期間中に別途申請することで教授会で審査されます。よって、履修登録し、単位を修得しても修了要件単位として認定されない場合があります。履修登録にあたっては、必ず事前に指導教員と相談し、認定を希望する場合は履修登録期間中に所定用紙で申請してください。

【博士論文進捗状況報告会について】

博士後期課程に在学する学生は、毎年（例年12月上旬）行われる博士論文進捗状況報告会に参加する必要があります。ただし、休学・留学の許可中の者を除きます。

博士後期課程の在学期間（休学期間を除く）が1年に満たない者については、自身の進捗状況報告は実施せず、実施される報告を聞いて所定のレポートを作成し、報告会後の指定する期日までに教務係へ提出してください。

博士後期課程の在学期間（休学期間を除く）が1年を超える者は、10月下旬の指定する日までに「博士論文研究内容報告届」を、11月中旬の指定する期日までに博士論文に関する報告資料を、教務係へ提出してください。当該年度3月修了予定学生は同日開催の口頭報告審査会にて報告をしてください。

詳細については、10月上旬に通知します。

7. 指導教員及び副指導教員に関する申し合わせ

1. 本研究科は、学生に、学生が入学した時から指導教員を、その在籍期間が1年を超えた時から副指導教員を定める。
2. 教員は、学生の研究分野に応じて、かつ、当該学生との合意に基づき指導教員又は副指導教員となる。
3. 副指導教員は、指導教員が不在の際には、指導教員代理となる。
4. 副指導教員は、その指導する学生の学位論文の審査において、原則として副査となる。
5. 学生は、現在の指導教員又は副指導教員の同意を得ることなく指導教員又は副指導教員を変更することができる。ただし、指導教員又は副指導教員となるべき教員と合意しなければならない。
6. 指導教員及び副指導教員は、当該学生の同意なくして指導教員及び副指導教員を辞任できない。
7. 本学の他の研究科に所属する教員（協力講座の教員を除く。）を指導教員又は副指導教員とするときには、本研究科と当該他研究科との合意による。

8. 大阪大学学位規程

(総則)

- 第1条** 大阪大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士とする。
- 2 本学において授与する修士、博士及び法務博士の学位については、大阪大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 3 学士の学位については、大阪大学学部学則の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野等の名称)

- 第2条** 本学において授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学
人間科学
法学
経済学
応用経済学
経営学
理学
医科学
公衆衛生学
保健学
看護学
薬科学
工学
言語文化学
日本語・日本文化
国際公共政策
情報科学
生命機能学
小児発達学

- 2 本学において授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学
人間科学
法学
経済学
応用経済学

経営学
理学
医学
保健学
看護学
歯学
薬科学
薬学
工学
言語文化学
日本語・日本文化
国際公共政策
情報科学
生命機能学
小児発達学

- 3 前2項の規定にかかわらず、専攻分野が学際領域等に係るもので、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めたときは、学術と付記することができる。
- 4 本学において授与する法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

(学位の授与要件)

第3条 学位は、学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、学則の定めるところにより、生命機能研究科の博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者にも授与することができる。

(課程を経る者の論文の提出)

第4条 本学大学院の課程(法科大学院の課程を除く。)を経る者(前条第2項に規定する者を含む。以下同じ。)の学位論文は、学則の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、博士論文にあっては、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添付しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第5条 第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を添え、学位に付記する専攻分野を指定して総長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、別に定める論文審査手数料を納付後に行うものとし、申請期間は、当該納付した日から4日以内とする。
- 3 総長は、前項の納付を確認後、第1項の申請書類を受理したときは、専攻分野

に応じて、当該研究科長に回付するものとする。

(論文)

第6条 審査を受けるため提出する学位論文(学則第15条第1項本文の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)は、1篇とし、所定の部数を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、研究科教授会は、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

第7条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文の審査の付託)

第8条 研究科長は、学位論文を受理(第5条第3項の規定により総長から回付された場合を含む。)したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を当該研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 研究科教授会は、審査を付託された学位論文の審査等を行うため、審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、当該研究科教授2名以上の委員で組織する。ただし、修士論文の審査にあつては、当該研究科の教授1名及び准教授1名以上とすることができる。

3 前項の場合において、必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会の委員は、公表するものとする。

5 審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(論文の発表会)

第9条の2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。ただし、当該論文の内容に関し、知的財産を保護する必要があるとき又は秘密保持の義務を課した本学の契約を遵守する必要があるときは、非公開とすることができる。

(課程を経る者の最終試験)

第10条 学則第12条に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口答試験又は筆答試験により行う。

(課程を経ない者の学力の確認)

第11条 第3条第3項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、口答試験又は筆答試験により行うものとする。

2 前項の外国語については、2種類を課すものとする。ただし、研究科教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

第12条 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、博士論文を提出したときは、各研究科で定める年限内に限り、学力の確認を行わないことがある。

(審査期間)

第13条 審査委員会は、博士論文が提出された日から1年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

第14条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第15条第2項に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行う場合については、第9条及び前条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「審査を付託された学位論文の審査等」とあり、同条第2項中「修士論文の審査」とあり、及び同条第5項中「学位論文の審査等」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

(学位授与の議決等)

第15条 研究科教授会は、第14条（前条第1項において準用する場合を含む。）の報告を受け、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。ただし、研究科の定めるところにより、教授会通則第9条に規定する代議員会等に委任し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えることができる。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

第16条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、文書で総長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、博士の学位にあっては、博士論文とともに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

第17条 総長は、前条の報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位簿への登録)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以

内に当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 前項の規定による公表は、本学の機関リポジトリの利用により行う。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合においては、当該研究科長は、研究科教授会の議を経て、その公表を承認するとともに、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学においては機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

(学位の取消)

第22条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、総長は、当該研究科教授会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取り消すことがある。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別表（省略）のとおりとする。

(雑 則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和34年11月18日から施行し、昭和30年1月1日から適用する。

(以下省略)

(2024年3月現在)

9. 学位審査に関する申し合わせ

修士学位論文および修士の学位審査に関する申し合わせ

大阪大学大学院国際公共政策研究科では、修士論文の内容、形式及び評価基準について次のような指針を設ける。この指針に沿って、作成された論文に基づいて修士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、修士（国際公共政策）の学位を授与する。

- (1) 修士の学位を受ける者は、専攻分野における研究能力または高度の専門性が求められる職業を担うための能力を修得していなければならない。修士学位論文は、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含まなければならない。
- (2) 修士学位論文は、明瞭、かつ、平明に書かれ、審査委員会が開催する学位論文審査及び最終試験において学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。
- (3) 論文審査は、以下の各項目を総合的に評価して行う。

項目	内 容
新規性	内容が新規であり、また独創的であるか。
継承性	先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか。
実証性	確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか。
論理性	議論が論理的に展開されているか。
明確性	明快かつ適切な表現が用いられているか。

- (4) 学位審査は、教授会が設置した審査委員会で行われ、教授会にて最終判定する。

博士学位論文および博士の学位審査に関する申し合わせ

大阪大学大学院国際公共政策研究科では、博士論文の内容、形式及び評価基準について次のような指針を設ける。この指針に沿って、作成された論文に基づいて博士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、博士（国際公共政策）の学位を授与する。

- (1) 博士の学位を受ける者は、博士学位論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力を修得していなければならない。博士学位論文は、専攻分野における高度の学術価値を有するものでなければならない。
- (2) 博士学位論文は、明瞭、かつ、平明に書かれ、審査委員会が開催する学位論文審査及び最終試験において学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。博士学位論文は申請者自身が自主的かつ主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。
- (3) 論文審査は、以下の各項目を総合的に評価して行う。

項目	内 容
新規性	内容が新規であり、また独創的であるか。
継承性	先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか。
実証性	確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか。
論理性	議論が論理的に展開されているか。
明確性	明快かつ適切な表現が用いられているか。

- (4) 学位審査は、教授会が設置した審査委員会で行われ、教授会にて最終判定する。

10. 修士学位論文の提出について

修士学位論文

1 論文題目届の提出

大学院前期課程2年次学生で翌年3月で修了予定の者は、論文題目届を10月の指定する期日（掲示により通知する。）までに教務係に提出すること。

また、9月に修了予定の者（早期修了予定者を含む。）は、論文題目届を5月下旬（予定）の指定する期日までに教務係へ提出すること。

2 修士論文の提出

修士論文は次の要領により作成のうえ、翌年3月に修了予定の者は翌年1月の指定する期日、9月に修了予定の者は7月の指定する期日までに教務係へ提出すること。

- (1) 論文は日本語または英語表記とし、原則として、ワードにより作成すること。
- (2) 論文は、A4判用紙を使用して、日本語の場合には原則として1ページ40字×30行の横書きとし、英語の場合にはダブルスペース書き（1ページ18～24行程度）とすること。
- (3) 論文には論文題名、学年及び氏名を明記した表紙を付け、上記様式による要旨を付すること。
- (4) 論文及び要旨は指定された部数を印刷出力して、教務係へ提出すること。
- (5) 論文及び要旨のPDFデータをCLEに提出すること。

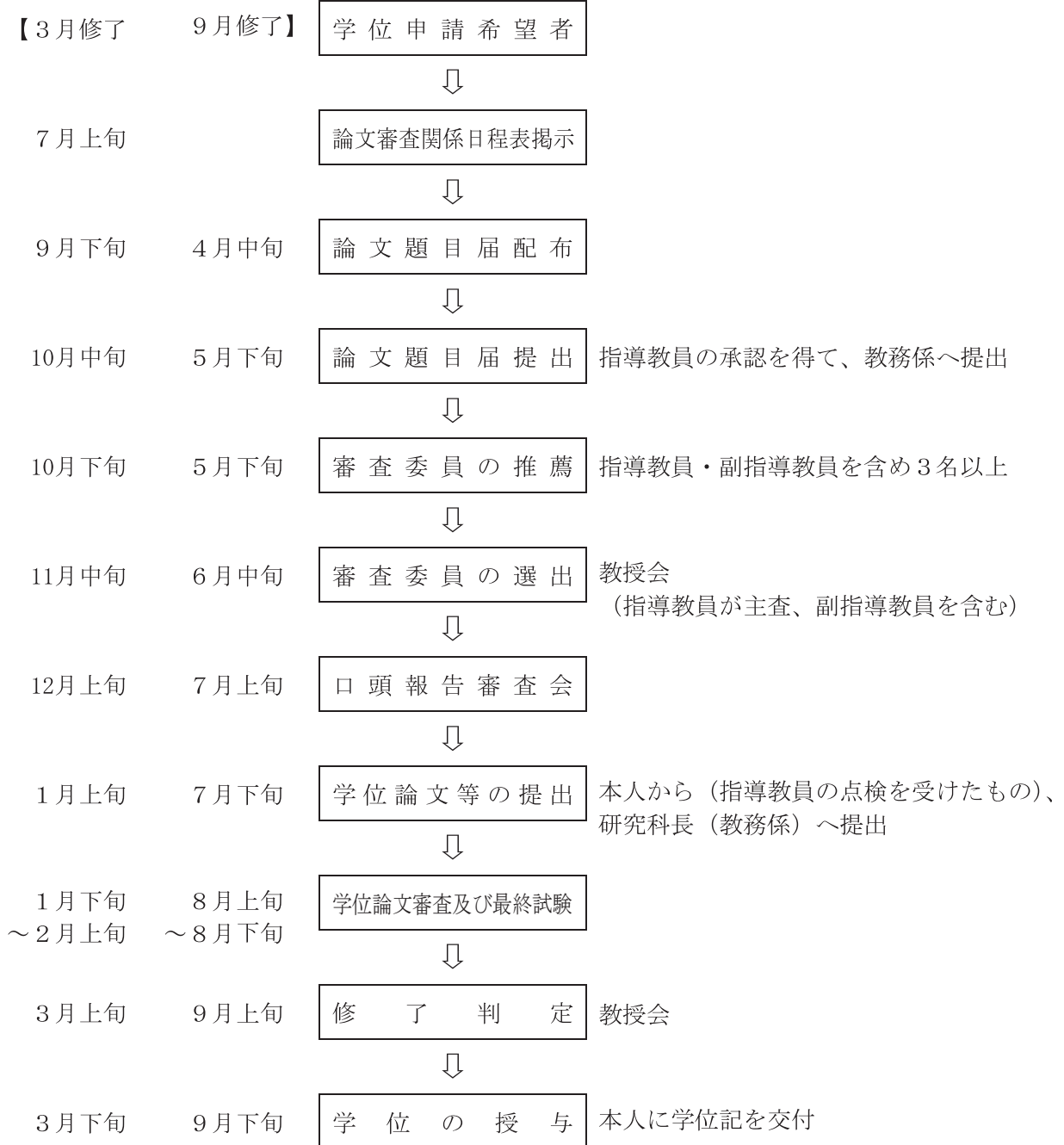
3 口頭試験

大阪大学大学院国際公共政策研究科規程第13条第6項による最終試験は、修士論文を審査する審査委員会が行う。

博士前期課程の課程修了における 修士学位の授与に関する審査手続について

大学院国際公共政策研究科

日 程



11. 博士学位論文の提出について

手続書類（教務係に提出する書類）

書 類 名	提出部数	事 項
学位申請書	1	様式 1
博士論文	1（予定） 及び PDFファイル	指定された部数の論文及び要旨を印刷出力して提出する。併せて、PDFをCLEに提出すること。なお、PDFは、審査に使用するとともにOUKAにおいて閲覧に供する。
論文目録	1	様式 2（様式に合わせてワードで作成すること）
論文内容の要旨	1	様式 3（様式に合わせてワードで作成すること）
履歴書	1	様式 4（様式に合わせてワードで作成すること）
インターネット公表確認書	1	様式10（様式に合わせてワードで作成すること）

- （注）
1. 博士論文の提出にあたっては、指導教員の承認を必要とする。
 2. 博士論文、論文目録、論文内容の要旨、インターネット公表確認書の題名は、同一であること。
 3. 提出書類（学位申請書を除く）は、ワードで作成すること。
（様式 1～4 及び 10 は、HP よりダウンロード可。）
 4. 様式 10 でインターネット公表を保留とした場合、様式 11 「インターネット公表の保留事由に係る報告書」を後日提出すること。
 5. 参考論文を添える場合には 4 部用意すること。

書類の提出時期については、在學生は後述の「博士後期課程の課程修了における博士学位の授与に関する審査手続」及び掲示される論文審査関係日程表を、単位修得退學者は後述の「単位修得満期退學者の学位申請手続」を参照のこと。

指導教員	
承認印	

学 位 申 請 書

大阪大学大学院国際公共政策研究科長 殿

本学学位規程第4条の規定により博士論文、論文目録、論文内容の要旨
及び履歴書を添え、博士（国際公共政策）の学位の授与を申請します。

令和 年 月 日

氏 名

(印)

論 文 目 録

氏 名 (○ ○ ○ ○) ←申請者氏名を記入してください

博士論文

1. 題 名

- (1) 題名は枠内にワープロ等で記入してください。
- (2) 題名が外国語で表記の場合は、日本語訳を () 内に付して記入してください。
- (3) 論文内容の要旨(様式3)の題名と一致させてください。
- (4) 主論文及び参考論文の題名は大文字・小文字も含めて論文自体のとおりとしてください。

- 2. 数 量 1冊
- 3. 出版(予定)年月日 2003年○月○日
- 4. 出版内容 全文(又は一部・要約)
- 5. 出版物の種類 学術雑誌 ←学会誌・学内誌・学術雑誌・単行本等の別
- 6. 出版物の名称 ○○○○
- 7. 出版社等の名称 ○○○出版

参考論文(ある場合記入)

- 1. 題名: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2. 数 量 1冊
- 3. 出版(予定)年月日 2003年○月○日 ←日が不明な場合は月まで記入
- 4. 出版内容 全文(又は一部・要約)
- 5. 出版物の種類 学術雑誌 ←学会誌・学内誌・学術雑誌・単行本等の別
- 6. 出版物の名称 ○○○○
- 7. 出版社等の名称 ○○○出版

参考論文(ある場合記入)

- 1. 題名:
- 2. 数 量
- 3. 出版(予定)年月日
- 4. 出版内容
- 5. 出版物の種類
- 6. 出版物の名称
- 7. 出版社等の名称

論 文 内 容 の 要 旨

※原則、A 4 版でタイプ打ち(9ポイント MS明朝体)で作成し提出してください。

氏 名 (○ ○ ○ ○) ←申請者氏名を記入してください	
論文題名	(1) 題名が外国語で表記の場合は、日本語訳を()内に付して記入してください。 (2) 論文目録(様式2)の題名と一致させてください。 (3) 論文題名は大文字・小文字、字体も含めて論文自体のとおりとしてください。
論文内容の要旨	
以下本文	
※この論文内容の要旨は学位授与後3か月以内にインターネットで公表されます。	

履 歴 書

氏 名		性 別	生 年 月 日
姓 (ふりがな)	名 (ふりがな)	男/女	昭和・平成・令和〇〇年〇月〇日 ↑〇をつける
〇〇	☆☆☆		
旧姓 (ふりがな)	学 位 記 記 載 氏 名		
△△	この欄に記入された氏名が学位記に使われるので必ず記入してください。 例1.) 〇〇 ☆☆☆ 2.) △△ ☆☆☆ 3.) 〇〇 (△△) ☆☆☆		
本 籍	現 住 所		
都道府県のみを記入してください。	〒〇〇〇-〇〇〇〇 都道府県名から記入してください。 連絡先 TEL () 会社名等		
学 歴			
大 学	〇〇〇大学 〇〇学部	昭和・平成・令和 〇年 〇月	卒業・退学 ←〇をつける ↑〇をつける (休学 年 月 ~ 年 月)
大学院	〇〇〇大学大学院博士前期課程 〇〇〇研究科 〇〇専攻	入学 昭和・平成・令和 〇年〇月 修了・退学 ←〇をつける→ 昭和・平成・令和 〇年〇月 (休学 年 月 ~ 年 月)	
	〇〇〇大学大学院博士後期課程 〇〇〇研究科 〇〇専攻	入学 ↓〇をつける→ 昭和・平成・令和 〇年〇月〇日 修了・修了見込・退学・単位修得退学 昭和・平成・令和 〇年〇月〇日 (休学 年 月 ~ 年 月)	
* 卒業、修了、修了見込、退学、単位修得退学のうち該当項目に〇をつけてください。 休学期間がある場合はその期間も併せて記入して下さい。			
職 歴			
昭和・平成・令和〇年〇月〇日	(株) 〇〇研究所 〇〇研究員として勤務		
昭和・平成・令和〇年〇月〇日	同上	退職	
昭和・平成・令和〇年〇月〇日	〇〇大学 〇〇学部助手として勤務		
昭和・平成・令和〇年〇月〇日		現在に至る	
昭和・平成・令和〇年〇月〇日			
↑〇をつける	* 学歴以外の経歴をすべて記入し、職名まで記入してください。 職歴が無しの場合は「なし」と記入してください。		
研 究 歴			
昭和・平成・令和〇年〇月〇日	(株) 〇〇において△△の研究		
昭和・平成・令和〇年〇月〇日		現在に至る	
昭和・平成・令和〇年〇月〇日	* 研究歴が無しの場合は「なし」と記入してください。		
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇年 〇月 〇日 ←学位申請書(様式1)の日付と一致させること。			
(氏 名) 〇〇 ☆☆☆			

履 歴 書

氏 名		性 別	生 年 月 日
姓 (フリガナ)	名 (フリガナ)	男/女	1900年0月0日 西暦で記入してください。
◎◎◎◎	△△△		
学 位 記 記 載 氏 名			
この欄に記入された氏名が学位記に使われるので必ず記入してください。 例) △△△ ◎◎◎◎			
本 籍	現 住 所		
国籍を記入してください。	〒0000-0000 都道府県名から記入してください。		
	連絡先 TEL	()	会社名等
学 歴			
大 学	000大学 00学部	1900年 0月	卒業・退学 ←○をつける (休学 年 月 ~ 年 月)
大学院	000大学大学院博士前期課程 000研究科 00専攻	入学 修了・退学 ←○をつける	1900年0月 1900年0月 (休学 年 月 ~ 年 月)
	000大学大学院博士後期課程 000研究科 00専攻	入学 ↓○をつける 修了・修了見込・退学・単位修得退学	1900年0月0日 1900年0月0日 (休学 年 月 ~ 年 月)
* 卒業、修了、修了見込、退学、単位修得退学のうち該当項目に○をつけてください。 休学期間がある場合はその期間も併せて記入して下さい。			
職 歴			
2000年0月0日	(株) 00研究所00研究員として勤務		
2000年0月0日	同上 退職		
2000年0月0日	00大学00学部助手として勤務		
2000年0月0日	現在に至る		
2000年0月0日			
* 学歴以外の経歴をすべて記入し、職名まで記入してください。 職歴が無しの場合は「なし」と記入してください。			
研 究 歴			
2000年0月0日	(株) 00において△△の研究		
2000年0月0日	現在に至る		
2000年0月0日	* 研究歴が無しの場合は「なし」と記入してください。		
上記のとおり相違ありません。			
令和 0年 0月 0日 ←学位申請書(様式1)の日付と一致させること。			
(氏 名) ◎◎◎◎ △△△			

学位記番号	※大学で記入
-------	--------

博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）確認書

令和 年 月 日

大阪大学大学院 ●● 研究科長 殿

学位の区分：	課程・論文	学位の種類：	博士（●●）
ふりがな 氏名			
学位授与予定日	令和●●年●●月●●日（予定）		
論文題名 ※英語題名の場合は、 日本語訳を（ ）内に 併せて記入してくだ さい。	（ ）		
論文題名（ヨミ） ※日本語題名又は英 語題名の日本語訳	※日本語題名又は英語題名の日本語訳のヨミを全角カタカナで記入してください。例：4カイマクカンツウタンパクシツ IP39		
学位取得後 の連絡先	住所：〒	Tel：	Email：

※以下の口にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。

 【全文の公表】

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表に関する権利関係を確認した結果、公表することに問題はありません。

※ 全文の公表にあたり、出版社等から条件の指定がある場合は、その内容が分かる書類を併せて提出してください。

 【全文の公表の保留希望】

私が執筆した博士論文（全文）について、下記事由のため、インターネット公表を保留してください。

なお、下記事由の消滅等に伴う所定の報告書（様式11）については、必ず提出いたします。

項目	保留事由	様式11報告書の提出時期
<input checked="" type="checkbox"/> 図書出版	<input checked="" type="checkbox"/> 出版済み（又は出版予定）【令和●●年●●月予定】で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、「出版後」、「令和●●年●●月●●日」など）まで公表することができない。	公表可能日（直後）
	<input type="checkbox"/> 出版済みだが、出版社の著作権ポリシーを確認することができない。	この確認書と同時
	<input checked="" type="checkbox"/> 出版予定【令和●●年●●月予定】であり、出版社の著作権ポリシーを確認することができない。	出版日（直後）

<input checked="" type="checkbox"/> 学術誌等への掲載	<input type="checkbox"/> 掲載済み（又は掲載予定【令和 年 月予定】）で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、（ ）まで公表することができない。	公表可能日（直後）
	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載済みだが、出版社の著作権ポリシーを確認することができない。	この確認書と同時
	<input type="checkbox"/> 掲載予定【令和 年 月予定】であり、出版社の著作権ポリシーを確認することができない。	掲載日（直後）
	<input type="checkbox"/> 投稿予定である。	掲載日（直後）
<input checked="" type="checkbox"/> 特許・実用新案出願	<input checked="" type="checkbox"/> 特許出願予定又は審査中（出願公開前） 【出願（予定）：令和●●年●●月】	出願公開日（直後）
	<input type="checkbox"/> 実用新案出願予定又は審査中 【出願（予定）：令和 年 月】	登録日（直後）
<input checked="" type="checkbox"/> その他の事由	（具体的な事由を記載してください）	事由の消滅日

【要約の公表希望】

私が執筆した博士論文（全文）について、下記事由のため、インターネット公表を希望しません。つきましては、要約での公表を希望します。

全文の公表が困難な事由	（具体的な事由を記載してください）
-------------	-------------------

（記入例1）図書出版や学術誌への掲載において、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、全文の公表ができない。

（記入例2）博士論文が立体形状による表現等を含み、インターネット公表ができない。

博士後期課程の課程修了における博士学位の授与に関する審査手続

教務委員会・指針
平成19年10月12日
平成24年3月8日一部改正
平成24年12月13日一部改正

1. 博士後期課程に在学する者の博士学位論文審査は、以下の手続により行う。各年度の日程の詳細は、当該各年度毎に決定し、教授会に報告する。

	主に10月入学者 【3月修了】	主に10月入学者 【9月修了】		
			学位申請希望者	
			↓	
6月下旬		4月上旬	指導教員に申出	
			↓	
7月上旬		4月中旬	論文審査関係日程表揭示	
			↓	
9月下旬		4月下旬	論文題目届配付 学位申請書類の交付	
			↓	
10月中旬		5月下旬	論文題目届提出	指導教員の承認を得て、教務係へ提出
	同	同	↓	
			審査委員の推薦	指導教員・副指導教員を含め、関連の研究分野から3名
			↓	
11月上旬		6月上旬	審査委員の割り振り	教務委員会開催
			↓	
11月中旬		6月中旬	口頭報告審査会用 資料提出期限	指導教員の承認を得て、教務係へ提出
			↓	
11月中旬		6月中旬	審査委員の選出	教授会付議
			↓	
12月上旬		7月上旬	口頭報告審査会	
			↓	
1月上旬		7月下旬	学位論文等の提出	本人から（指導教員の点検を受けたもの） 研究科長（教務係窓口）へ提出
			↓	
1月下旬		8月上旬 ～8月下旬	学位論文審査 及び最終試験	審査委員会が開催
			↓	
2月上旬		9月上旬	論文審査・最終試験 可否判定提出期限	主査から教務係へ判定報告提出
			↓	
3月上旬		9月中旬	合 否 判 定	教授会付議
			↓	
教授会決定後		教授会決定後	判定結果の報告	研究科長から総長へ報告
			↓	
3月中旬		9月下旬	学位授与決定	
			↓	
3月下旬		9月下旬	学位記授与式	本人に学位記を交付
			↓	
			学位論文の公表	本人は授与された日から1年以内に公表する

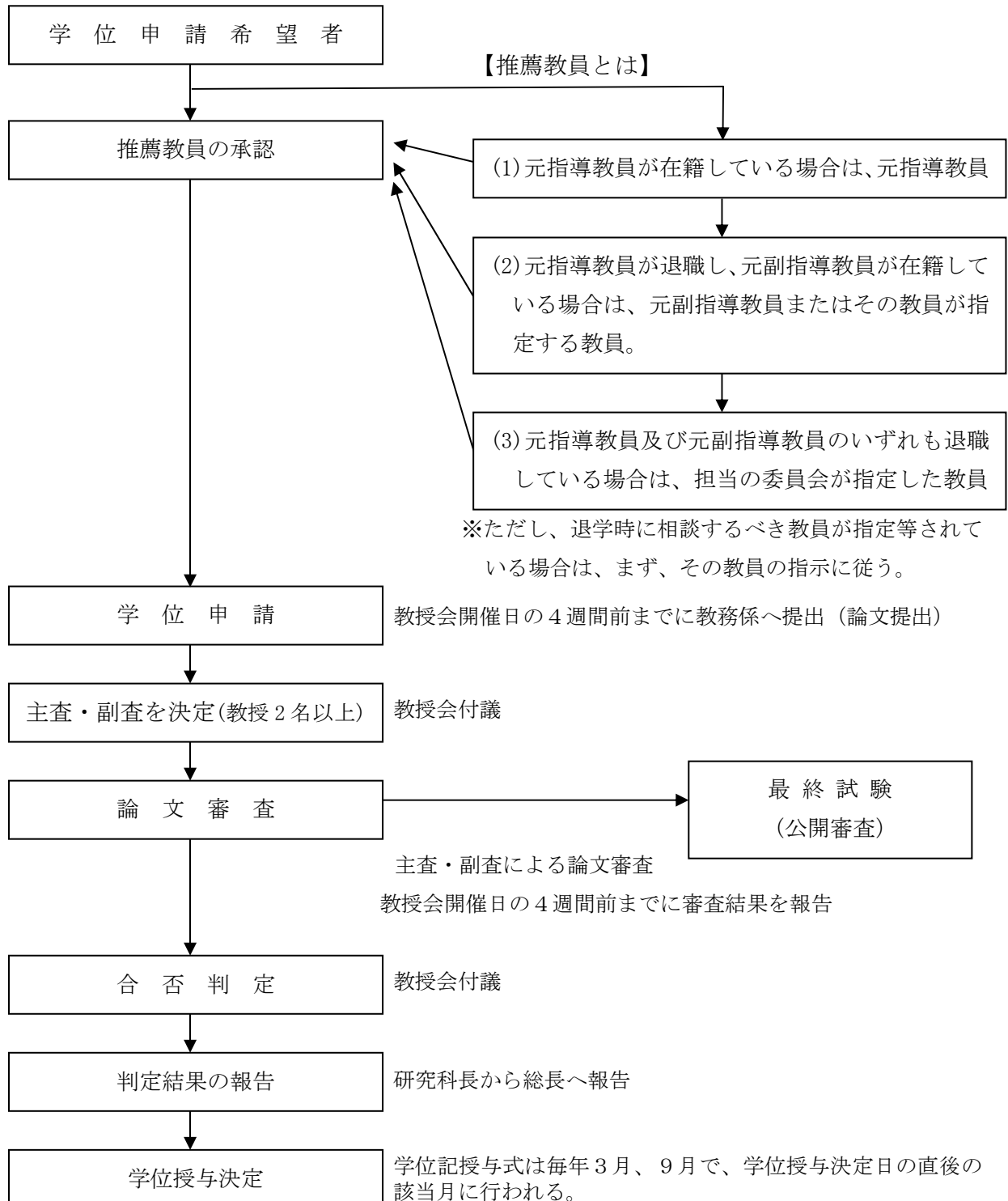
※太文字は、教員及び事務処理事項

2. 博士後期課程に在学する者（3年の在学期間を満了して3月又は9月に修了しようとする者を除く。）の論文審査は、別に定める「単位取得満期退学者の学位申請手続」を準用して行うことができる。

12. 単位修得満期退学者の学位申請手続

教務委員会・指針
平成19年9月12日
平成24年3月8日一部改正

1. 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者（以下、「単位修得満期退学者」という。）は、学位の申請時において退学後3年を超えないときは、博士後期課程を経る者とみなす。当該学位申請は、次の手続による。



1 3. 大阪大学の大学院教育システム

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム Double-Wing Academic Architecture

大学院教育システム構築の背景と目的

現代社会には、SDGs に代表される様々な課題が数多く存在します。こうした複雑な社会課題を解決するには、それぞれのコアとなる専門的知見に加えて、広い視野から課題を多角的に捉え、多様なステークホルダーと柔軟に協働する力が求められます。

このような社会背景を踏まえて、大阪大学では、大学院での学びを皆さん自身がデザインすることができる新しい大学院教育システム「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム” Double-Wing Academic Architecture”（以下「DWAA」という。）」を推進しています。

DWAA の考え方

DWAA は、研究科・専攻等における専門分野の教育（「知の探究」型教育）に加え、専門分野のコアの修得を前提として、新たに「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの方向に教育を広げていく点が特徴です。

知の探究

これまでの学術編成を尊重し専門分野を深め、専門家を育成する教育

従来の学術編成に基づいた研究科の専門分野における深い知識や高い技術を保持する人材を育成する教育です。

知と知の融合

いくつかの異なる学問・研究分野からなる複合領域を学修する教育

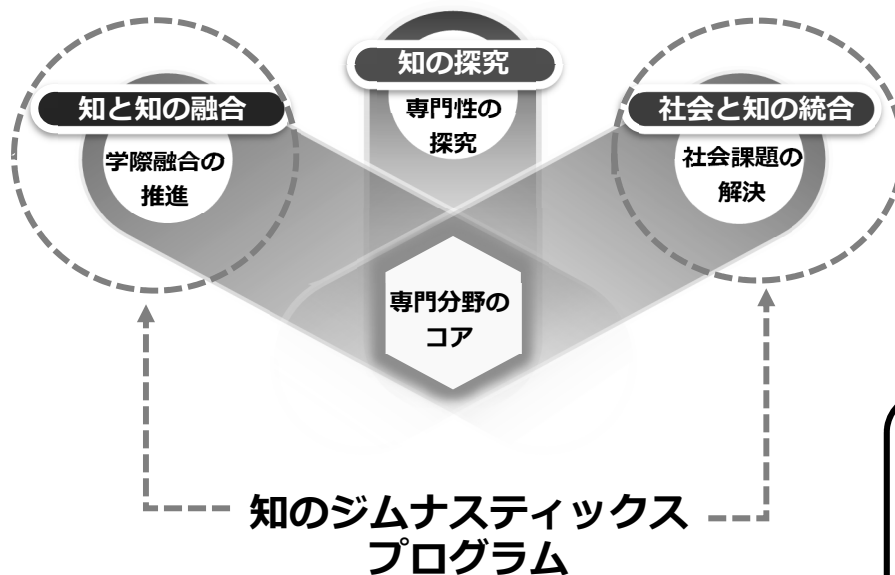
異なる分野にも視野を向け知的地平を広げられる教育を指します。新たな知識や技術の組み合わせを試みる創造的な活動を促進します。

社会と知の統合

社会課題に対する解決に向けての実践的な取り組みを通じて学修する教育

社会の様々なステークホルダーとともに解決すべき課題を発見して解決方法を創造し、さらに社会に実装することができる能力を育成します。授業の中で、社会課題の解決に実践的に取り組む機会を提供し、異なる背景を持った人々と意思疎通を図る能力や社会を変えようとする過程で直面する困難を乗り越える力量を身につけます。授業によっては、学外（社会、企業等）との接点を持った取組み等も含まれます。

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)



知のジムナスティックスプログラムとは

この DWAA の考え方に基づき、「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの学際領域に分類される高度教養教育の教育プログラムを総称して「知のジムナスティックスプログラム」と呼び、専門分野の深化を目指す従来の大学院教育と併せて履修を推進しています。

大阪大学で展開している教育プログラムは以下のとおりです。

教育プログラムの詳細はこちら→



1 4. ■大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて

大阪大学では、大学院教育における高度教養教育の更なる展開に向けて導入された「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture, DWAA)」を推進しており、その一環として、大学院に入学した学生を中心に、学生が所属する主専攻の教育課程以外の教育プログラムを履修できる「**大学院副専攻プログラム**」、「**大学院等高度副プログラム**」を提供しています。

「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」は、学生が所属する主専攻の教育課程以外の内容を学んだり、あるいは主専攻の専門性を生かすための関連分野を学んだりするための教育プログラムです。主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

なお、2024年度は「大学院副専攻プログラム」23プログラム、「大学院等高度副プログラム」47プログラムが実施されます。

また、「大学院等高度副プログラム」のうち、一部のプログラムは「**大学院科目等履修生高度プログラム**」として、社会人に対しても提供されています。

各プログラムの詳細については、以下のURLもしくはQRコードからご参照ください。

※大学院の新入生にはプログラムのパンフレットを別途配布します。

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/programs/list/advanced/>



■学際融合教育科目について

本学における横断型教育（学部・研究科の枠を超えた学び）の、より一層の充実を目指して、複眼的視野を涵養するための授業科目として「**学際融合教育科目**」を設置しています。

学際融合教育科目は、全学の大学院学生に開講していますので、興味のある方は是非履修してみてください。

※学際融合教育科目は、大学院横断教育科目の科目区分の一つとして開講しています。

詳細については、それぞれのシラバスを参照してください。

※履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

※大学院横断教育科目の単位認定についての取り扱いは、研究科によって対応が異なります。修了要件への算入可否については、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口を確認してください。

詳細については、以下のURLもしくはQRコードからご参照ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/fukusenkou/gakusai>



15. コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目について

■教育プログラムの目的

大阪大学は、高等教育における新しい教育の目標として〈高度汎用力〉の育成を掲げています。COデザインセンターは人をつなぎ、知識をつなぎながら、ともに創出する力を身につけるための学部・研究科横断型の新しい高度教養・高度汎用力育成プログラムの研究開発と教育にあたっています。

「コミュニケーションデザイン科目」は、対話することを通して、課題を発見し、ともにその解決をめざし、社会のなかで実践するための基礎的な教育プログラムとして学部生、大学院生を対象に開講されています。

また、「COデザイン科目」は、さまざまな現実の社会課題の解決を目指したアドバンスト・プログラムとして、より系統的に社会実践力を修養するための科目群として大学院学生を対象に開かれています。

■コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目の修得単位について

コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目が修了要件単位に算入できるか否かについては、各研究科によって取り扱いが異なりますので、履修に際しては、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口に必ず相談してください。

■履修手続方法について

コミュニケーションデザイン科目とCOデザイン科目の履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

16. 学 生 の 心 得

学生は別に定められた諸規程に従うほか、下記事項についても留意してください。なお、不明の点については適宜教務係に問い合わせてください。

1 研究科の告示について

研究科の告示または通知等学生に周知を要する事項は、学務情報システム（KOAN）または国際公共政策研究科掲示板に発表しますので絶えず注意してください。学生個人に対する通知は、KOAN 掲示板に掲示するかまたは郵便、電話、Eメール（主にOUMail）によって行います。

2 証明書の交付・発行について

(1) 学生証

学生は、学生証を登学ならびに受験の際には必ず携行し、本学教職員の請求を受けたときはいつでもこれを提示しなければなりません。その他、次に掲げる証明書類の交付を受けるときは、必ず提示してください。

この学生証は、修了、退学、除籍または有効期限が経過したときは直ちに返却しなければなりません。なお、学生証の再交付を受けようとするときは、学生センターで再発行手続きを行ってください。

(2) 通学証明書

通学証明書を交付できる者は、正規の課程に在学する学生に限ります。

通学定期乗車券は次の方法に基づいて購入してください。

イ) 「通学定期乗車券」購入の際は、その購入窓口で各社の指定する「定期券購入申込書」に各自記入の上、「通学定期乗車券発行控」を添えて提出してください。

ロ) 定期券は「通学定期乗車券発行控」の記載内容に基づいて発売されるので、学年途中で通学区間や経路を変更しようとする際は、教務係に届け出てください。

(3) 学生旅客運賃割引証

学生旅客運賃割引証の交付は学生センター等に設置している「証明書自動発行機」を利用してください。ただし、本割引証の発行枚数は旅客鉄道株式会社及び文部科学省の定めるところにより、年間一人あたり10枚を限度とします。

3 在学証明書、成績証明書、修了見込証明書（博士前期課程に限る）等

就職その他のために必要な場合は、「証明書自動発行機」を利用してください。ただし、自動発行機で発行できない証明書の場合は、所定の申込書に提出先及び使用目的等を明記して教務係に願い出てください。種類によって発行に日にちを要するものもあります。

4 休学、復学及び退学等の願い出について

休学、復学及び退学等学生の進退について願い出る場合には、1ヶ月前までに所定様式により教務係を通じて研究科長又は総長あてに願い出なければなりません。

なお、休学する場合は、休学理由を詳細に記入し、その旨確認できる書類（写可）を添付してください。また、疾病を理由に休学（復学）又は退学を願い出る場合は診断書の添付が必要です。

5 各種届け出

電話番号、メールアドレス、緊急連絡先等に変更があった場合は、必ずKOANで変更登録を行ってください。また通学経路の変更及び改姓等があった場合は直ちに教務係に届け出てください。

6 健康診断について

「学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）」の定めるところにより、学生は毎年指定された時期に必ず健康診断を受けなければなりません。

特に修了年次の学生にあっては、就職等の際に「健康診断書」が必要なものとなるので必ず受検してください。疾病その他やむを得ない事由により受検できない者は、その事由のなくなった後に速やかに別に指定された日時に受検してください。

7 学生の教室等の使用について

授業または公務に支障がない場合、学生は研究会またはその集会のためにOSIPP棟の演習室等を使用することができます。ただし、その場合には責任者は実施期日の1週間前までに教務係を通じて、所定の使用願を研究科長あてに提出しなければなりません。

なお、使用にあたっては、次の事項に留意してください。

- 一 研究会等の終了後は備品、器具類を整理の上、授業に支障のないようにしてください。
- 二 火気の取扱いについては特に注意してください。
- 三 飲食を伴う研究会（又は集会）は、使用できません。

8 交通機関運休の場合の授業の取扱いについて

ストライキ、事故又は災害等により交通機関が運休となった場合、本学への通学路線のうち特に「阪急電車」が運休した場合に限って次のとおり取り扱います。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

〔注意〕解除の確認は、ラジオ・テレビ等の報道によるものとする。

9. 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて

・メディア授業（定期試験を含む。以下同じ。）については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。

・ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、授業開講部局の判断により休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。

・学生の皆さんの居住地又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

(1) 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報*」が発表された場合、授業は休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

*「特別警報」については大雨、暴風、暴風雪、大雪など内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

(2) 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ（以下、「運休」という。）となった場合（一部区間の運休を含む）、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

① 豊中キャンパス	阪急電車（宝塚線：梅田－宝塚間）又は大阪モノレール（全線）
② 吹田キャンパス	阪急電車（千里線：梅田／天神橋筋六丁目－北千里間）又は大阪モノレール（全線）
③ 箕面キャンパス	大阪メトロ（御堂筋線（北大阪急行路線含む）：梅田－箕面萱野間）又は大阪モノレール（全線）

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

(3) 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警報・運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休業

注1 連合小児発達学研究所については、別途当該研究所からメールにより取扱いを連絡します。

注2 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

(4) 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記(2)の取扱いに従うこととします。

(5) 災害に伴う避難指示・緊急安全確保発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難指示・緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に所在する部局においては、授業を休講とする場合があるので、部局からの連絡に従ってください。

(6) その他

- ① この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域で、上記(1)と同様の気象警報が発表された場合、上記(4)と同様の地震が発生した場合、上記(2)以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

- ②気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難指示等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

10 授業料の納入について

- (1) 授業料は所定の期限（前期分5月下旬、後期分11月下旬）までに納入してください。

納入期限等の案内は郵便でお送りします。

ただし、本学では納入者の利便等を考慮して、学生名義の銀行預金口座から振替により納入することができる「授業料預金口座振替制度」という方法を採用していますので、入学年度の前期分授業料から同制度により納入してください。

この制度は、光熱水科等の自動支払い同様、本学が指定する銀行に預金口座を開設し、「口座振替の手続」を行う必要がありますので、入学手続き時に受領した説明書をよく読んで漏れなく手続を行ってください。

- (2) 所定の期日に納入を完了しない場合は、本人及び保証人に督促を行い、相当期間を経過してもなお納入されない場合には、除籍の手続がとられることがあります。

11 奨学生制度について：担当事務窓口は学生センター（留学生については教務係）

- (1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構では学力・健康及び人物的に優れており、なおかつ経済的理由により学資の支弁が困難であると認められる者に対して奨学金を貸与しています。

なお、奨学金の募集等については、主に掲示により通知します。

- (2) その他の奨学団体

その他にも各種奨学団体による奨学金の給与又は貸与制度があります。「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」は学生センターで「民間団体等奨学生登録」の手続が必要です。「希望者が直接出願する奨学金」の場合は掲示でお知らせします。

12 学生生活で困ったとき

本研究科では、学生生活で困ったときの相談窓口を設けています。キャンパスライフで困ったことがあれば、下記の窓口まで気軽に相談してください。詳しくは、本研究科のホームページを参照してください (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/ja/students/life.html>)。

1. セクハラ・アカハラ・その他人権に関する相談

→ 人権救済委員会

2. その他の学生生活に関する相談

→ 学生生活委員会

3. 教務・入試事項に関する相談

→ 教務委員会及び教務係

13 その他

その他全学の厚生施設、学生相談室及びキャンパスライフ健康支援センター等については、大阪大学のホームページを参照してください。

17. 授業料（入学料）の免除等制度について

本学には、学部学生を対象とした高等教育修学支援制度と、高等教育修学支援制度の申請資格を満たさない一部の学部学生や大学院学生を対象とした大阪大学授業料免除等制度があります。各制度で定める申請資格に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性があります。経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。

なお、授業料（入学料）の免除等制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続を行うようにしてください。授業料免除等の申請については、前期（4月から9月まで）分、後期（10月から翌年3月まで）分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

1. 制度概要

(1) 学部学生の授業料（入学料）免除

- 高等教育修学支援制度（「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）」）：学部学生が授業料等免除を希望する場合、原則高等教育修学支援制度への申請となります。申請前に、下記 URL または QR コードから、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件※に該当するか否かを必ず確認してください。

日本学生支援機構「進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



※要件とは、国籍・在留資格に関する要件又は大学等に進学するまでの期間に関する要件のことを指します。

制度の要点

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の日本人等※1 学部学生が対象
- ・「給付奨学金（返還を要しない奨学金）」の給付と、「入学料・授業料減免」の認定がセットとなった支援制度※2
- ・「給付奨学金」と「入学料・授業料減免」の申請手続を両方とも完了する必要あり。

※1 日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者。

※2 日本学生支援機構給付奨学金に申請し採用され受給される方に対して、大学が入学料・授業料減免を認定する仕組みです。なお、入学料免除は入学時の一度きりの支援となります（※ただし、編入学前の高等教育機関等で高等教育修学支援制度の入学料減免の支援を受けたことがある方は、本学入学時に入学料減免の支援を受けることはできません）。

注意事項

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当し、支援を受ける権利があるにも関わらず、期限までに所定の申請手続を行っていない場合には、せっかくの支援が受けられず自身の不利益となる可能性があります。現時点で支援対象者の要件に該当しない場合であっても、同制度の支援対象者に該当するか否かについては、在籍中の各期において必ず確認を行うようにしてください。

申請方法等

下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスし、申請案内※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。（※前期：2月末 後期：8月末掲載予定）



<高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請方法等（申請案内・申請システム）>
<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/koutou/kotosyugaku-appli>

大阪大学授業料等免除制度：高等教育修学支援制度の支援対象者の要件*を満たさない方については、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請できる可能性があります。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。 ※高等教育修学支援制度の申請資格詳細に関しては、前頁 URL『日本学生支援機構 「進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格』」をご参照ください。

申請方法等

下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスし、申請要項*を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

（※前期：2月末 後期：8月末掲載予定）

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）>
<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



（2）大学院学生の授業料（入学料）免除

以下の要件に該当する方は、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請することができます。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

- ①経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。
- ②授業料免除については、前後期各期の授業料の納入前6ヶ月以内（新入生に限り納入前1年以内）に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。入学料免除については、入学前1年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入が著しく困難であると認められる方。

申請方法等

下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスし、申請要項*を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

（※前期：2月末 後期：8月末掲載予定）

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）>
<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



（3）入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学独自の支援制度として実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

2. 問い合わせ先

吹田学生センター授業料免除担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

☎: 06-6879-7088・7161 ✉ gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

18. 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について<貸与・給付>

日本学生支援機構奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返済の義務があり、必ず返済しなければなりません。給付奨学金は原則として返済の義務はありません。

1. 貸与奨学金について

(2023年12月時点)

奨学金の種類		貸与月額	
大学 (学部)	第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円から選択
		自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円から選択
	第二種奨学金 (有利子)	20,000円～120,000円（10,000円単位）から選択	
大学院	第一種奨学金 (無利子)	博士前期(修士)課程	50,000円、88,000円から選択
		博士後期(博士)課程	80,000円、122,000円から選択
	第二種奨学金 (有利子)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択	

(注1) 下線付きの月額は、2018年度入学者から新たに選択できるようになった月額です。2017年度以前入学者は選択できません。

(注2) 第二種奨学金に採用された方は、卒業・修了後、奨学金を返還する際、利子を附加した額を返還することになります。なお、貸与終了時に決定した利率を返還完了まで適用する方式と、貸与終了時から概ね5年ごとに利率を見直す方式のどちらか一方を選択できます。(いずれの方式も利率の上限は年3%)

(注3) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方として認定された場合、奨学金の返還が免除される制度があります。

(注4) 高等司法研究科の方で第二種奨学金150,000円を選択した場合、40,000円又は70,000円の増額貸与を受けることができます。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>



2. 給付奨学金について

(2023年12月現在)

奨学金の種類		給付月額 (注2)(注3)			
大学 (学部)	給付奨学金 (2020年度以降採用)		第I区分	第II区分	第III区分
		自宅通学	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)
		自宅外通学	66,700円	44,500円	22,300円

(注1) 給付奨学金は、「学部生」のみが対象です。大学院生は申請できません。

- (注2) 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、カッコ内の金額となります。
- (注3) 日本学生支援機構が世帯に関する前年の所得情報を確認したうえで、原則として毎年10月に支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分及び支援対象外の4区分のいずれか）の見直しを行います。採用時の支援区分による支援が必ずしも継続されるとは限らないため注意してください。
- (注4) 給付奨学金と第一種奨学金（貸与）の両方の奨学生となり、第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分で給付奨学金を受ける場合は、第一種奨学金の貸与月額は0円に調整され、貸与を受けることができません。また、第Ⅲ区分で給付奨学金を受ける場合は、第一種奨学金の月額が、自宅通学者は20,300円（25,000円）、自宅外通学者は13,800円に減額調整されます。
- (注5) 給付奨学生は奨学金と併せて学費の減免を受けることができます。ただし、学費減免を受けるためには別途、「高等教育修学支援制度による授業料等免除」の申請が必要です。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2



3. 申請方法等について

入学前に「予約採用」で採用候補者となった場合や、入学後に新規で申請したい場合の必要手続きや期限の詳細は、3月下旬頃に本学ウェブサイトに掲載します。

貸与奨学金、給付奨学金でそれぞれ手続きが異なります。上記「1」「2」に記載したURLまたはQRコードから該当する募集情報を確認して、所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

4. 問合せ先

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟2階）

※お問い合わせは大阪大学ウェブサイトの問合せフォームをご利用ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit



19. 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

2. 申請方法

◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。

登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。

詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」（以下、「登録要項」）を参照してください。

「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。

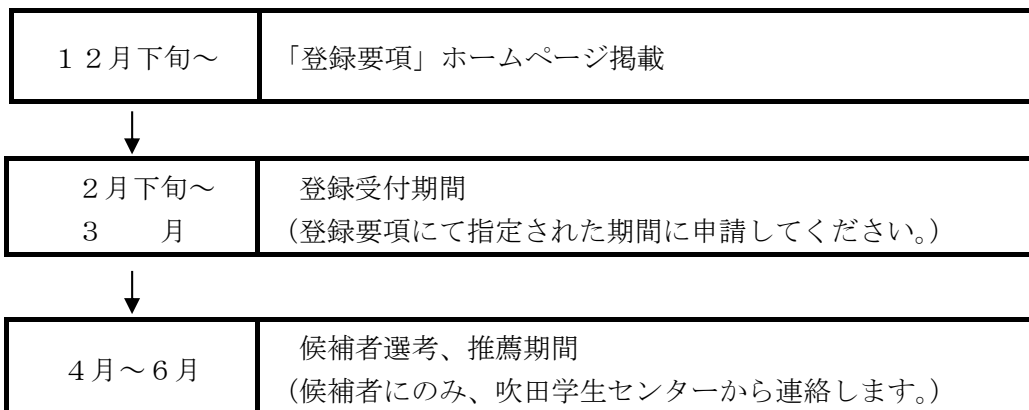
下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスしてください。

<地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金>

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



推薦までの流れ



◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

3. 問い合わせ先

吹田学生センター民間団体等奨学金担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

✉ gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

20. 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険（学研災^{がっけんさい}）」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入がまだの方は、すぐに加入の手続きをとってください。

1. 対象

学部生、大学院生、研究生、聴講生及び科目等履修生（留学生を含む。）

（大学施設を単に利用するだけの研修生は対象となりません。ただし日本学術振興会特別研究員は対象となります。）

2. 保険金の内容

保険金が支払われる 事故の範囲	死亡保険金	後遺障害保険 金	医療保険金	入院加算金
正課中(授業、実験実習、 演習等) 学校行事中	2,000 万円	程度に応じて 120 万円 ～3,000 万円	治療日数 1 日以上 が対象 3,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
通学中 学校施設等相互間の移 動中 大学施設内（課外活動を 除く）	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 4 日以上 が対象 6,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
公認団体が大学に届け 出た学内外の課外活動 中	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 14 日以上 が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円

(平成 30 年 4 月以降)

3. 加入方法及び請求方法

《加入方法》

入学手続きの際に「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」とゆうちょ銀行の払込取扱票を配布しますので、必ず**郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で通学中等傷害危険担保特約保険料を含む下記の金額**を払い込んでください。接触感染予防保険金支払特約には対応していません。

※ 誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」であっても保険金の支払いができません。必ず、所属学部(研究科)及び学年に対応した金額を払い込んでください。

所属 学年	文・人・外・法・経・理・医(保健)・薬(薬科・創成薬)・工・ 基礎工・言文・国際公共・情報・高等司法*・連合小児		
	学部	大学院 (前期・修士)	大学院 (後期・博士)
1	3,300	1,750	2,600
2	2,600	1,000	1,750
3	1,750		1,000
4	1,000		

所属 学年	医(医・医科)・歯・薬(薬・医療薬)			生命機能
	学部	大学院 (修士医のみ)	大学院 (後期・博士)	大学院 (博士)
1	4,700	1,750	3,300	4,050
2	4,050	1,000	2,600	3,300
3	3,300		1,750	2,600
4	2,600		1,000	1,750
5	1,750			1,000
6	1,000			

*高等司法は、別途法科賠保険料を上乗せする。

《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

事故通知ハガキは、大学生協の保険窓口に取りに来てください。記入したハガキは、大学生協の保険窓口から保険会社へ送付します。

《保険金の請求》

請求に必要な書類は大学生協の保険窓口で渡します。記入・作成のうえ、大学生協の保険窓口へ提出してください。

※学生教育研究賠償責任保険（学研賠）について

正課・学校行事中やインターンシップ（大学が承認したものに限る）・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、大学生協の保険窓口で必要書類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。

4. 窓口

豊中生協事務所 (豊中キャンパス豊中福利会館4階)

吹田工学部生協事務所 (吹田キャンパスセンテラス2階)

箕面生協事務所 (箕面キャンパス外国学研究講義棟3階シャンティショップ内)

5. 問い合わせ先

大阪大学 生活協同組合 総務部 (豊中福利会館4階) 06-6841-3326

6. ホームページ

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>

21. 海外留学（派遣）情報

（大阪大学HPより抜粋）

大阪大学では、主に単位修得などを目的とした学生交流協定締結校との交換留学を始めとして、様々なプログラムによる海外留学を積極的に推進しています。

大阪大学で学ぶ皆さんが、将来国際社会において活躍し、重要な役割を果たせる人材となるためには、海外に留学し、外国語運用能力の向上や専門分野の学習・研究に取り組むと共に、日本で触れることのできない異文化を体験し、国際的な感覚を養うことが極めて意義深いことと言えるでしょう。

以下に記載された交換留学制度や海外研修プログラムを始め、海外留学全般に関する情報を掲載したパンフレット「海外留学にチャレンジしよう」や阪大生のための「海外留学ガイドブック」も発行されていますので、ご参照ください。

【参考：海外留学に関するHP】

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/ex_students.html

○大阪大学交換留学制度

大阪大学と授業料等の相互不徴収及び単位互換等を明記する学生交流協定を締結している海外の大学（以下「協定校」という。）において、本学の学部又は大学院の正規課程に在籍する学生が、本学に在籍したまま、協定校で概ね1年以内の1学期又は複数の学期の間、科目の履修又は研究指導等の教育・研究の機会を得ることを「交換留学（派遣）」といいます。

○交換留学対象の奨学金等

大阪大学交換留学制度により大学間協定校あるいは部局間協定校に留学する場合、各種奨学金に応募することができます。各奨学金の詳細については、本学ホームページ「留学助成制度」に掲載されている募集要項を確認してください。

○短期語学研修プログラム

長期休業期間中にいくつかの語学研修プログラムが実施されています。

詳細については、本学ホームページ「海外留学制度」を参照してください。

22. 国際公共政策研究科教員名簿

基幹講座・協力講座

※順不同

職 名	氏 名	メールアドレス
研究科長(教授)	中嶋 啓雄 Hiroo NAKAJIMA	nakajima-h@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	蓮生 郁代 Ikuyo HASUO	hasuo@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	和仁 健太郎 Kentaro WANI	wani@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	大久保 邦彦 Kunihiko OKUBO	ohkubo@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	ホーキンス ヴァージル Virgil HAWKINS	hawkins@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	赤井 伸郎 Nobuo AKAI	akai@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	小原 美紀 Miki KOHARA	kohara@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	松林 哲也 Tetsuya MATSUBAYASHI	matsubayashi@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	山下 拓朗 Takuro YAMASHITA	yamashitat@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	生藤 昌子 Masako IKEFUJI	ikefuji@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	大槻 恒裕 Tsunehiro OTSUKI	otsuki@osipp.osaka-u.ac.jp
教授	瀧井 克也 Katsuya TAKII	takii@osipp.osaka-u.ac.jp
教授 (法学研究科)	福井 康太 Kota FUKUI	ktfukui@law.osaka-u.ac.jp
教授 (法学研究科)	高井 裕之 Hiroyuki TAKAI	takai@law.osaka-u.ac.jp
教授 (法学研究科)	高橋 慶吉 Keikichi TAKAHASHI	t-takaha.law@osaka-u.ac.jp
教授 (経済学研究科)	谷崎 久志 Hisashi TANIZAKI	tanizaki@econ.osaka-u.ac.jp
教授 (経済学研究科)	上須 道德 Michinori Uwasu	uwasu@econ.osaka-u.ac.jp
教授 (社会経済研究所)	室岡 健志 Takeshi MUROOKA	
准教授	河村 倫哉 Michiya KAWAMURA	kawamura@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	西連寺 隆行 Takayuki SAIRENJI	sairenji@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	高田 陽奈子 Hinako TAKATA	takata@osipp.osaka-u.ac.jp

職 名	氏 名	メールアドレス
准教授	二杉 健斗 Kento NISUGI	nisugi@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	前川 和歌子 Wakako MAEKAWA	maekawa@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	片桐 梓 Azusa KATAGIRI	katagiri@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	南 和志 Kazushi MINANI	minami@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	鎌田 拓馬 Takuma KAMADA	kamada@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	石瀬 寛和 Hirokazu ISHISE	ishise@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授	宮野 紗由美 Sayumi MIYANO	miyano@osipp.osaka-u.ac.jp
准教授 (社会経済研究所)	北村 周平 Shuhei KITAMURA	
講師	山下 真美子 Mamiko YAMASHITA	yamashitam@osipp.osaka-u.ac.jp
講師	川窪 悦章 Takafumi KAWAKUBO	kawakubo@osipp.osaka-u.ac.jp
助教	二羽 秀和 Hidekazu NIWA	niwa@osipp.osaka-u.ac.jp
助教	沈 燕妮 Yanni SHEN	yan-shen@osipp.osaka-u.ac.jp
助教	遠藤 勇哉 Yuya Endo	endo@osipp.osaka-u.ac.jp
助教	綿村 尚毅 Naoki WATAMURA	watamura@osipp.osaka-u.ac.jp
助手	村下 明子 Akiko MURASHITA	murashita@osipp.osaka-u.ac.jp

特任教員

※職名・50音順

職名	氏名	メールアドレス
特任教授	佐藤 治子 Haruko SATO	hsatoh65@osipp.osaka-u.ac.jp
特任教授	野村 美明 Yoshiaki NOMURA	nomura@osipp.osaka-u.ac.jp
特任教授	藪中 三十二 Mitoji YABUNAKA	glp@osipp.osaka-u.ac.jp
特任准教授	岩瀧 敏明 Toshiaki IWATAKI	iwataki@osipp.osaka-u.ac.jp
特任講師	久保田 雅則 Masanori KUBOTA	m-kubota@osipp.osaka-u.ac.jp
特任助教(常勤)	小野 弾 Hazumu ONO	ono@osipp.osaka-u.ac.jp
特任助教(常勤)	有江 ディアナ Diana ARIE	d-arie@osipp.osaka-u.ac.jp

非常勤講師・招へい教員

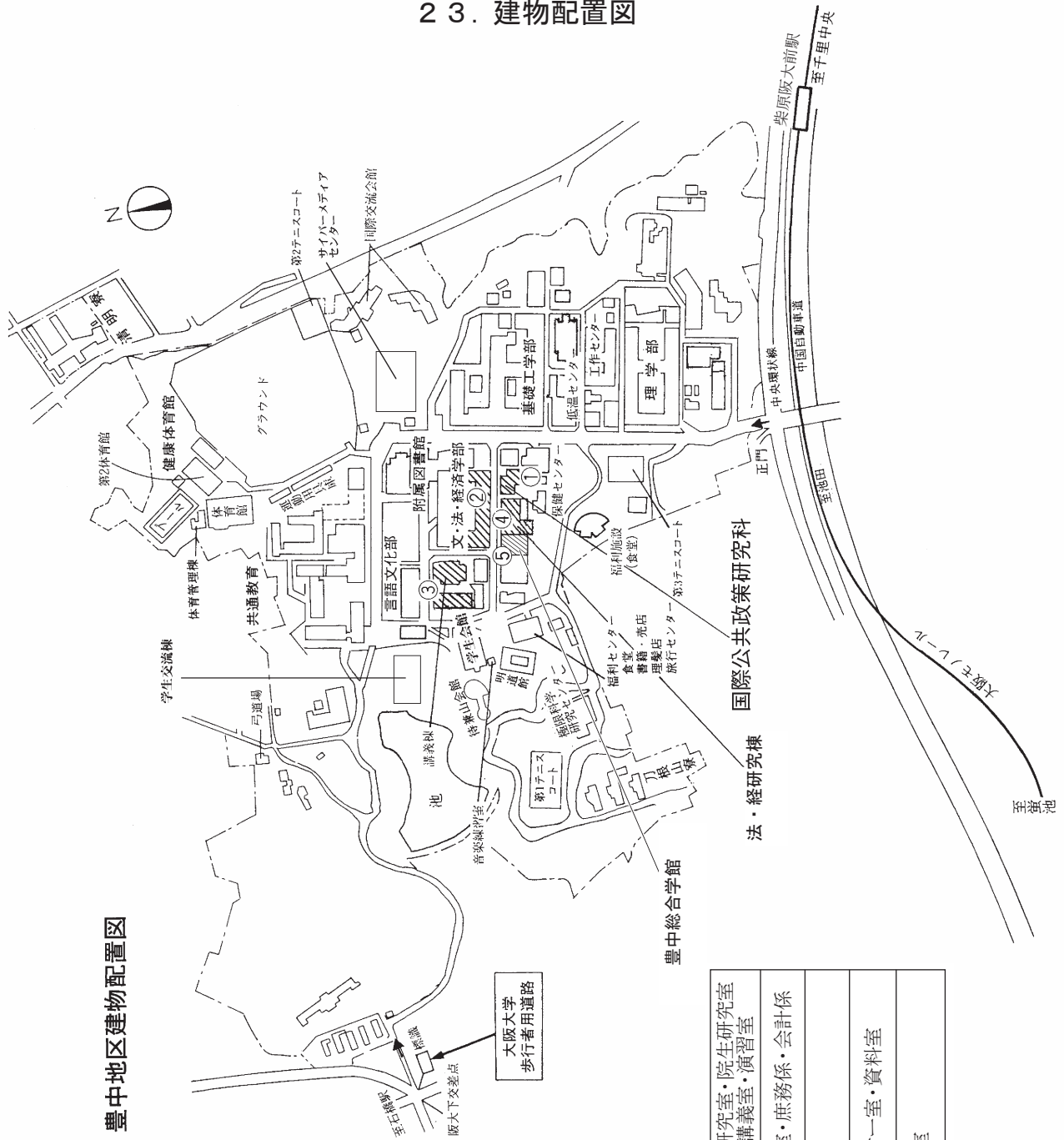
※職名・50音順

職名	氏名	本務先等
客員教授	大澤 恒夫	弁護士法人 大澤法律事務所
客員教授	木川田 一榮	全学教育推進機構非常勤講師
客員教授	神余 隆博	関西学院大学学長特別顧問
客員教授	高松 紳也	世界銀行コンサルタント
客員教授	松浦 晃一郎	株式会社パソナグループ特別顧問
非常勤講師	小川 顕正	新潟大学経済科学部准教授
非常勤講師	小川 禎友	関西学院大学経済学部教授
招へい教授	浅井 将雄	Capula Investment Management LLP Co Founding Partner
招へい教授	Abdulaziz Sager	Founder and Chairman of the Gulf Research Center
招へい教授	安藤 由香里	-
招へい教授	石川 達哉	九州共立大学経済学部経済・経営学科・教授
招へい教授	一木 広治	株式会社ヘッドライン・代表取締役社長
招へい教授	伊東 亜紀子	国連経済社会局・国連障害者権利条約事務局責任者
招へい教授	稲垣 精二	第一生命保険株式会社・代表取締役社長
招へい教授	大谷 美紀子	大谷&パートナー法律事務所 パートナー弁護士
招へい教授	抱 厚志	株式会社エクス
招へい教授	樺澤 哲	-
招へい教授	木曾 健太郎	バークレイズ証券(株)
招へい教授	木戸 衛一	-
招へい教授	佐藤 建	住友林業株式会社 代表取締役 執行役員副社長
招へい教授	佐藤 治子	-
招へい教授	Joseph Haldane	International Academic Forum (IAFOR) President & CEO
招へい教授	Gary E. Swanson	Dimage Studios and Art Gallery President and CEO
招へい教授	高佐 知宏	株式会社 日本経済新聞社 堺支局長
招へい教授	塚本 俊也	-
招へい教授	土屋 大輔	Brunswick Group ・ Partner
招へい教授	Depeyrot Georges	Director of research at French National Centre for Scientific Research

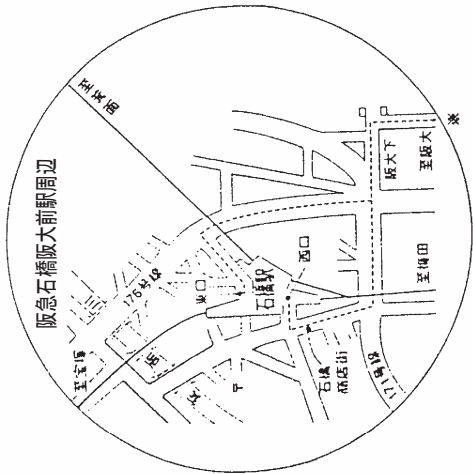
職名	氏名	本務先等
招へい教授	戸田 洋正	Brunswick Group ・ Partner
招へい教授	中島 千鶴	ロンドンメトロポリタン大学 名誉教授
招へい教授	中村 俊裕	コペルニク 共同創設者・CEO
招へい教授	南部 靖之	株式会社パソナグループ 代表取締役グループ代表
招へい教授	西本 麗	住友化学株式会社 顧問
招へい教授	朴 一	2022.3.16(大阪市立大学大学院経済学研究科 教授を)退職
招へい教授	Farish A. Noor	Nanyang Technology University Coordinator of the Doctoral Studies Programme
招へい教授	Philip Harold Sugai	同志社大学ビジネス研究科 教授
招へい教授	藤野 純一	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 サステイナビリティ統合センター プログラムディレクター
招へい教授	Hussein Solomon	南アフリカ フリー・ステート大学教授
招へい教授	Brendan Mark Howe	Graduate School of International Studies, Ewha Womans University 教授
招へい教授	星野 俊也	国連監査官
招へい教授	Mark Metzler	University of Washington Professor of History and International Studies
招へい教授	James W.McNally	Director of the National Archive of Computerized Data on Aging(NACDA) Program on Aging at the University of Michigan
招へい教授	松浦 博一	大阪大学 大学院工学研究科 ビジネスエンジニア リング専攻テクノロジーデザイン講座(プロセスデザイン 領域) 産学連携担当 特任教授 大阪大学 日本語日本文化教育センター 産学連携担当 招へい教授
招へい教授	松行 輝昌	事業構想大学院大学
招へい教授	真山 全	大阪学院大学・国際学部 教授
招へい教授	村上 正直	-
招へい教授	山本 芳幸	Social Alpha Foundation ,Senior Advisor
招へい教授	Jan Rudolf Magnus	アムステルダム自由大学 エコノメトリクス・データサイ エンス学部 客員教授
招へい教授	吉牟田 剛	総務省 情報公開・個人情報保護審査会事務局・事務 局長 (東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎)
招へい教授	利 博友	-
招へい教授	Ljiljana Markovic	Dean, Chairperson of the Doctoral Studies Program, Full Professor in Japanese Studies, Faculty of Philology, University of Belgrade

職 名	氏 名	本 務 先 等
招へい准教授	伊藤 ゆかり	-
招へい准教授	岡嶋 裕子	京都先端科学大学
招へい准教授	佐伯 康考	静岡文化芸術大学・文化政策学部国際文化学科 准教授
招へい准教授	幣原 都	株式会社パソナグループ シニアディレクター
招へい准教授	谷岡 弘邦	一般社団法人SDGs未来投資研究所代表理事
招へい准教授	南部 真希也	株式会社パソナ 執行役員
招へい准教授	服部 結花	インクルージョン・ジャパン株式会社
招へい准教授	原 琴乃	外務省大臣官房人事課首席事務官
招へい准教授	町田 穂高	-
招へい准教授	Marek Neuman	グローニンゲン大学分学部国際関係・国際組織学科 助教授
招へい教員	芦田 捷	株式会社エクス 経営戦略ユニット
招へい教員	小野木 尚	明治学院大学法学部 准教授
招へい教員	小幡 寛齊	パナソニック オペレーショナルエクセレンス(株) リクルート&キャリアクリエイトセンター 採用部 部長
招へい教員	木原 康輔	株式会社エクス
招へい教員	清瀬 緑	三井住友信託銀行 社内弁護士
招へい教員	久保田 雅則	大阪大学国際公共政策研究科 特任講師
招へい教員	清水 美宏	株式会社日本経済新聞社 編集 総合解説センター 大学コンテンツプランナー
招へい教員	粉谷 麻衣	株式会社パソナ HR本部 陽だまり場ユニット ユニット長
招へい教員	田中 俊一朗	株式会社 三井住友銀行 人事部(大阪) 副部長
招へい教員	西嶋 聡	株式会社グロービス コンサルタント
招へい教員	花田 愛	株式会社オカムラ ワークデザイン研究所 リサーチセンター 所長
招へい教員	福田 志帆	オムロンヘルスケア株式会社 グローバル人事部 課長
招へい教員	藤田 隆志	損害保険ジャパン株式会社 総務部 担当部長
招へい教員	文 美月	リトルムーンインターナショナル株式会社 取締役副社長
招へい教員	山口 聡子	弁護士法人淀屋橋・山上合同法律事務所
招へい教員	Ribeiro John Edward	株式会社INPEX Senior Legal Counsel

23. 建物配置図

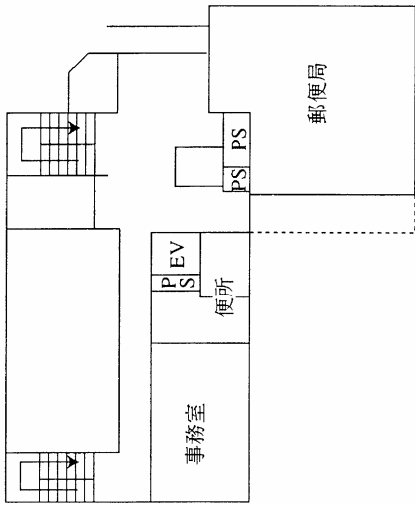


豊中地区建物配置図

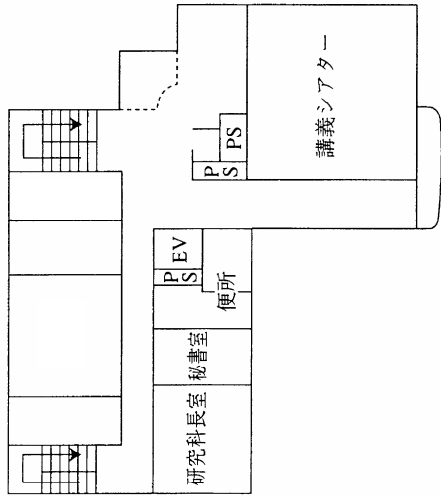


① OSIPP棟	研究科長室・教員研究室・院生研究室・事務室(教務係)・講義室・演習室
② 法経本館	教員研究室・演習室・庶務係・庶務係・会計係
③ 文法経講義棟	講義室・演習室
④ 法経研究棟	院生研究室・セミナー室・資料室
⑤ 豊中総合学館	教員研究室・講義室

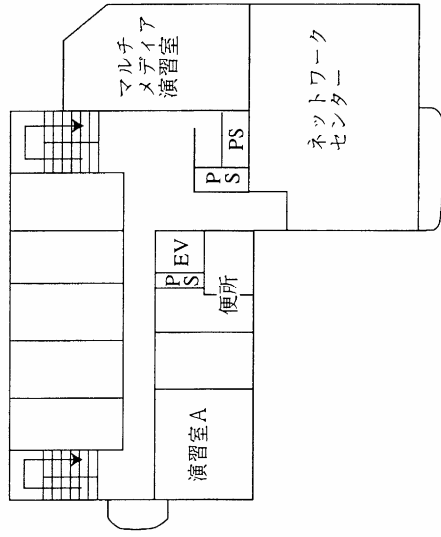
① OSIPP棟



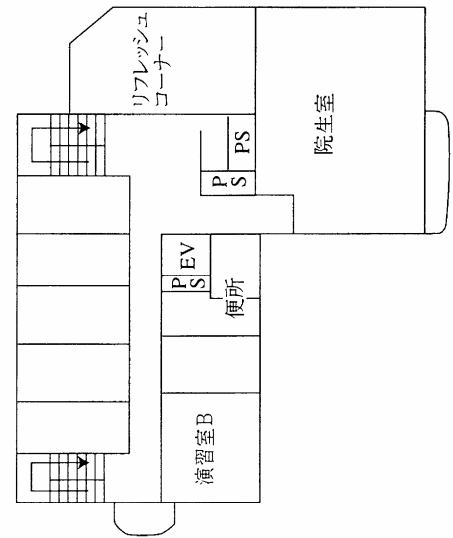
1階平面図



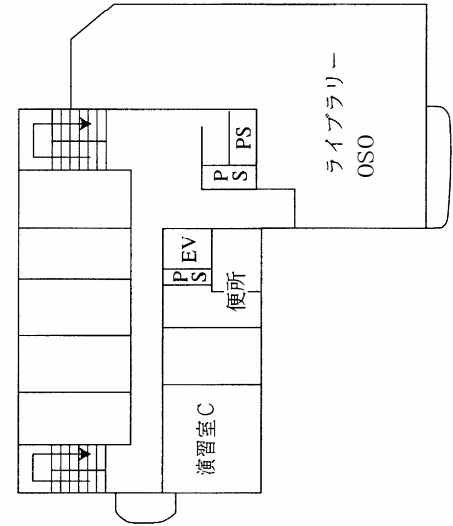
2階平面図



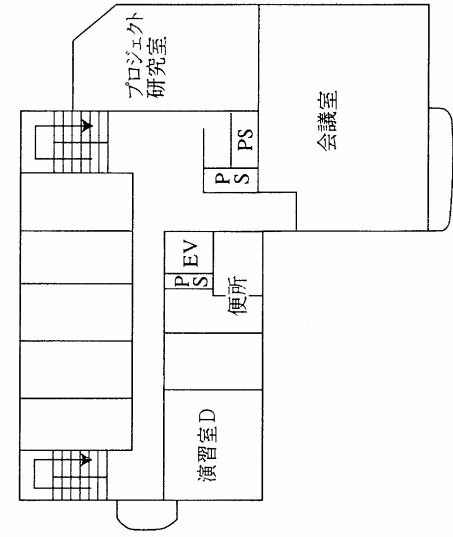
3階平面図



4階平面図

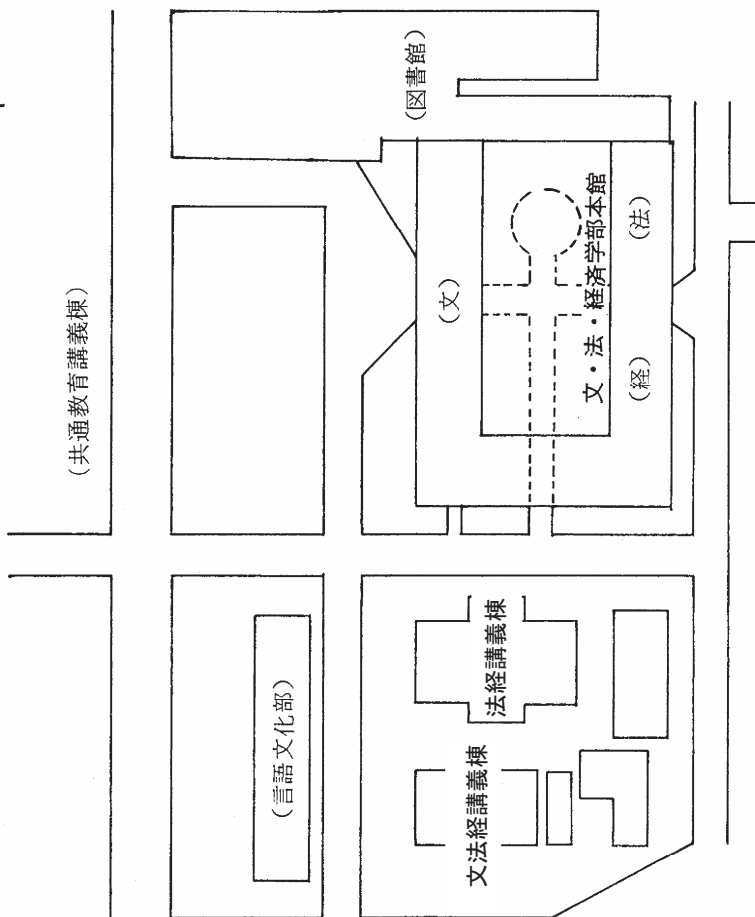


5階平面図

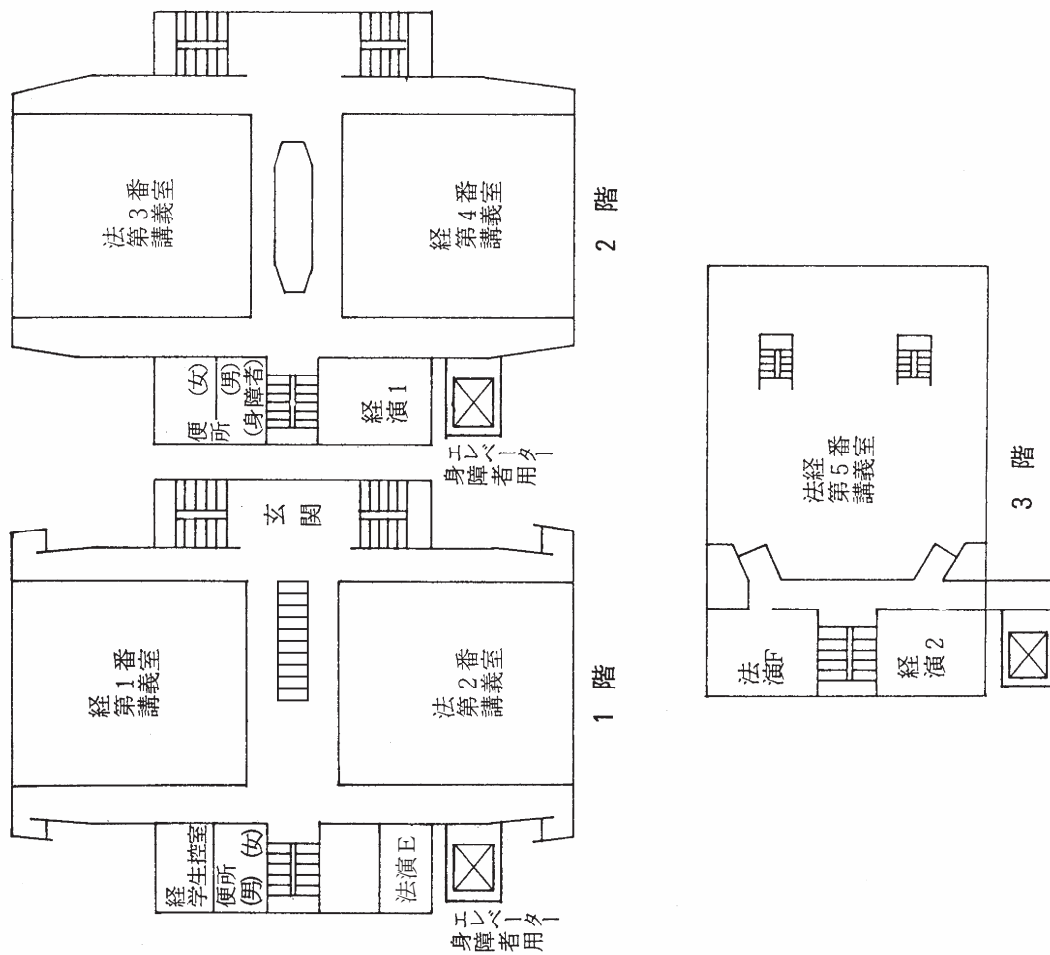


6階平面図

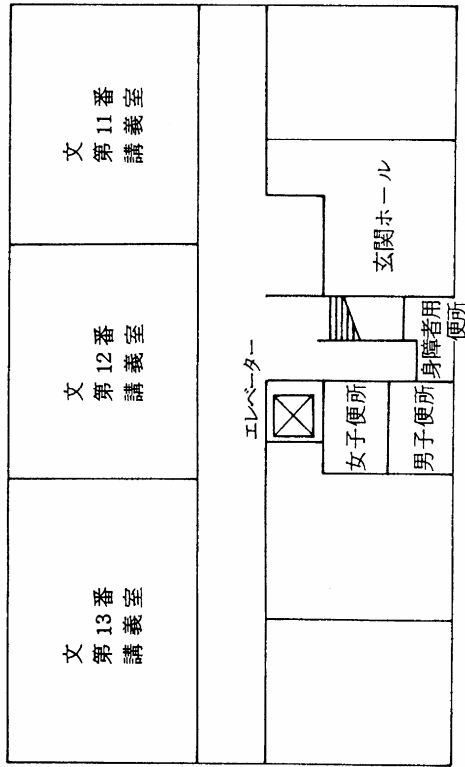
② 文法經本館



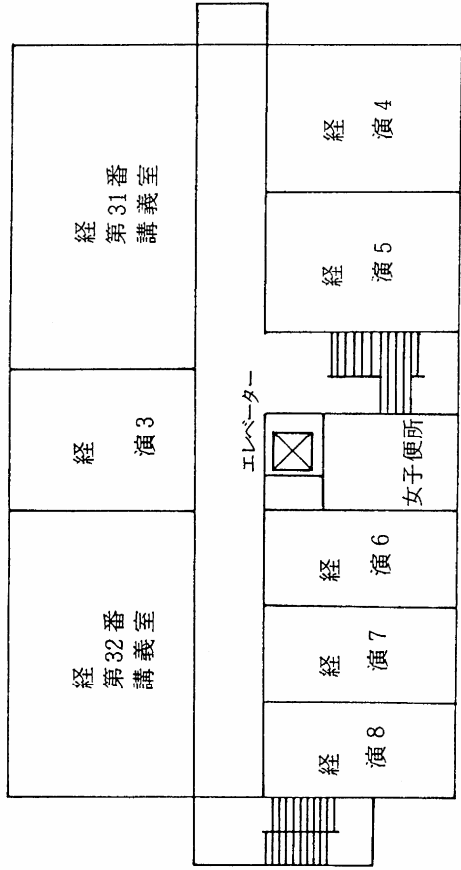
法経講義棟



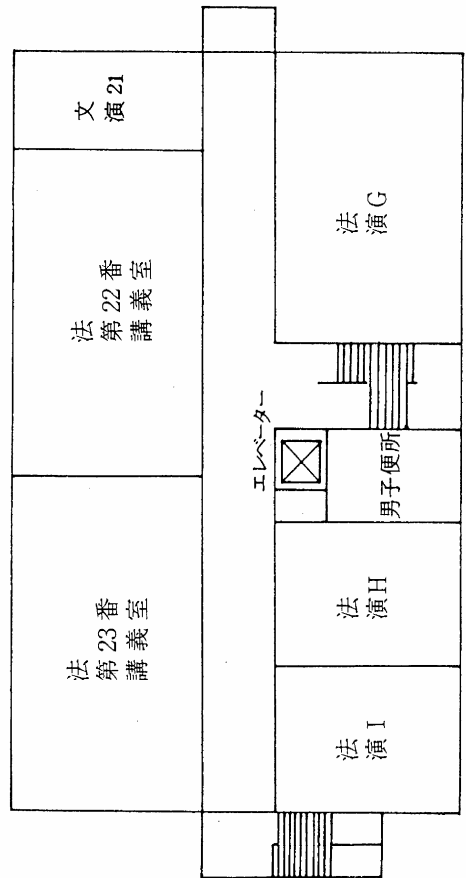
③ 文法経講義棟



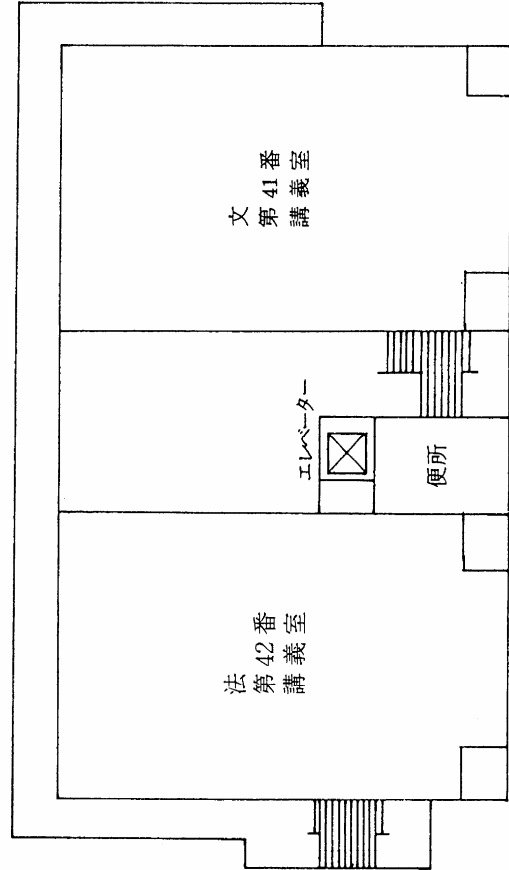
1 階



3 階

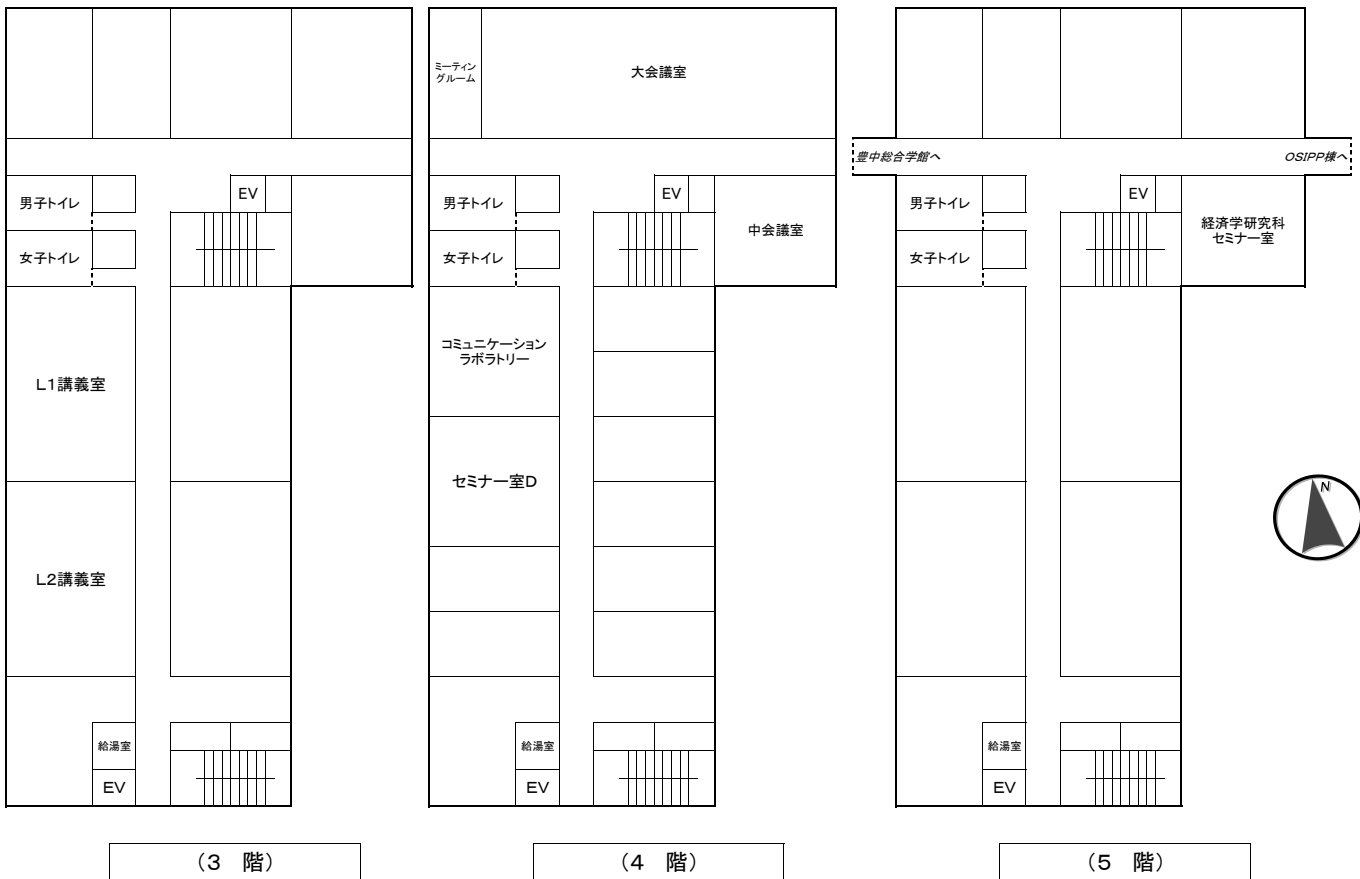
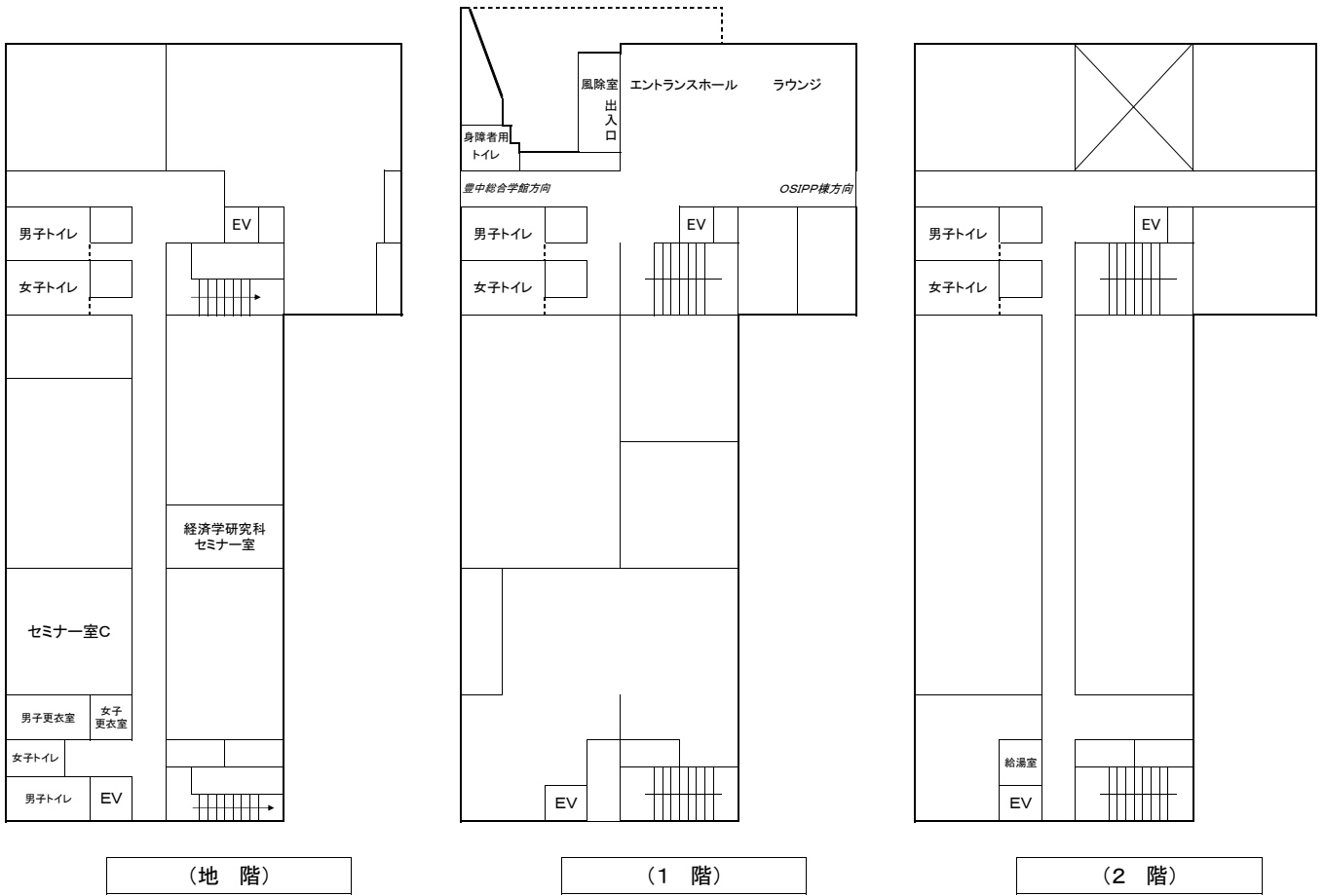


2 階



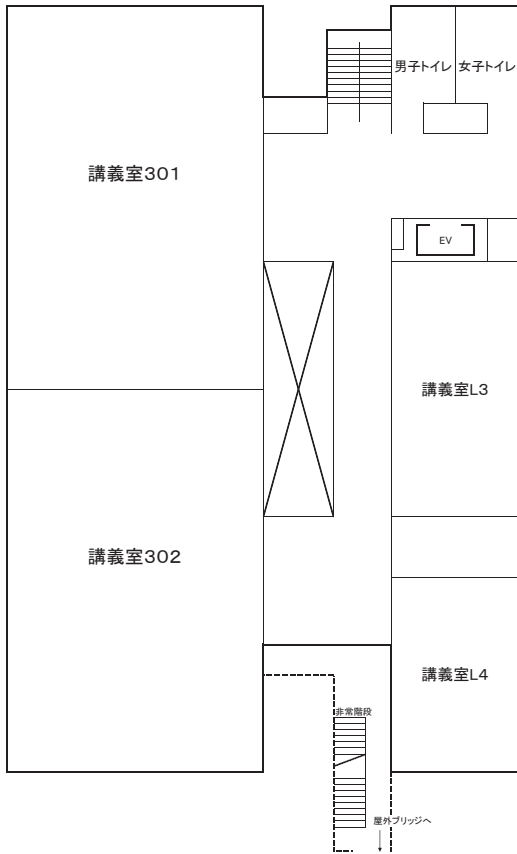
4 階

④ 法経研究棟

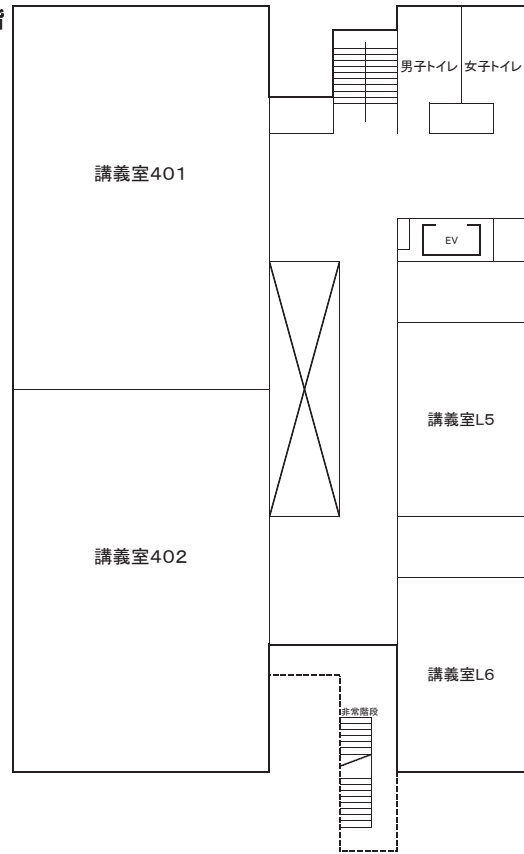


⑤ 豊中総合学館

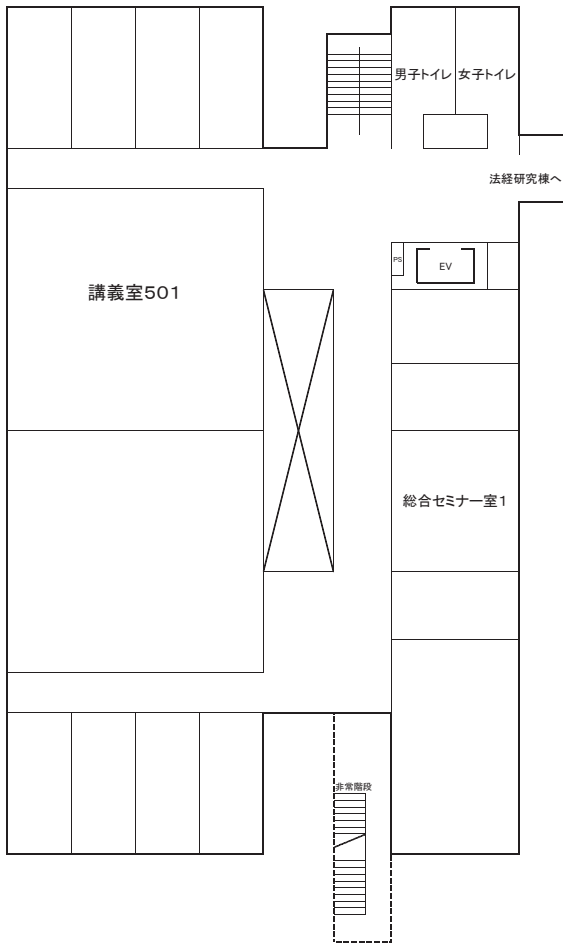
3階



4階



5階



6階

